

<大学院課程>

観点5-4-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到係る状況】

大学院課程は、本学の理念（資料5-4-①-A）を実現するため、広島大学大学院規則第2条に教育研究上の目的を掲げ、同規則第3条に本学大学院に置く課程を規定している（資料5-4-①-B）。

これらの規則に基づき、各研究科において資料5-4-①-Cに示すとおり、養成する人材像と学問分野・職業分野の特徴を踏まえた教育目的及び授与する学位をそれぞれ定めており、各研究科の教育課程は各研究科の細則（別添資料Ⅱ-7-1～11）に定め、それぞれの教育目的に沿って編成している。なお、資料5-4-①-Dにそれぞれの特徴等を示している。

資料5-4-①-A 理念

（理念）

第4条 本学は、「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承し、次に掲げる理念に基づき、未来を担う有能な人材を養成するとともに学術を継承・発展させ、もって地域社会及び国際社会の発展に貢献するものとする。

- (1) 平和を希求する精神
- (2) 新たなる知の創造
- (3) 豊かな人間性を培う教育
- (4) 地域社会・国際社会との共存
- (5) 絶えざる自己変革

（出典：広島大学学則）

資料5-4-①-B 本学大学院の目的、課程

（本学大学院の目的）

第2条 本学大学院は、広島大学の理念に立脚し、学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することにより、世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（本学大学院の課程）

第3条 本学大学院に、修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

2 博士課程（医歯薬学総合研究科の創生医科学専攻及び展開医科学専攻を除く。）は、前期の課程（以下「博士課程前期」という。）及び後期の課程（以下「博士課程後期」という。）に区分する。

3 博士課程前期は、修士課程として取り扱うものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、博士課程後期のみの博士課程を置くことができる。

（出典：広島大学大学院規則）

資料5-4-①-C 研究科の教育目的と授与する学位

研究科名	教育研究上の目的	授与する学位名称	
総合科学研究科	○専門分野を重点的に研究し、専門的な知識・技能を高めるとともに、総合科学の方法を身に付けた、学際性・総合性・創造性に秀でた、重点的ジェネラリストを養成する。 ○人間のあり方や生き方に対する深い理解と洞察を基盤に、総合科学の知的技法を活用して、21世紀の知識基盤社会で活躍できる豊かな人間性を備えた人材を養成する。	修士（学術）	博士（学術）
文学研究科	○博士課程前期 人間及びその文化を、過去から現在に至るまで、地域と地球全域に及ぶ広い視野の下に根源的かつ全体的に捉えることを目指す多元的な研究を行うとともに、変動する現実社会を見据え、社会的要請に応え得る研究能力及び学識を備えた研究者及び高度専門職業人を養成し、もって世界の学術文化の進展及び人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。	修士（文学）	博士（文学）

研究科名	教育研究上の目的	授与する学位名称	
	<p>○博士課程後期 人間及びその文化を、過去から現在に至るまで、地域と地球全域に及ぶ広い視野の下に根源的かつ全体的に捉えることを目指す多元的な研究を行うとともに、変動する現実社会を見据え、社会的要請に十分に応え得る高度な研究能力及び豊かな学識を備えた研究者及び高度専門職業人を養成し、もって世界の学術文化の進展及び人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>		
教育学研究科	<p>「学び」という人間の本質的な営みを鍵概念として、理論と実践を統合した、21世紀にふさわしい新たな教育諸科学の学問体系を確立するための学際的・総合的・先端的な教育研究を行うとともに、現代社会における教育、学習及び人間発達に関わる諸課題を深く認識し、その解決に取り組む専門的職業人及び豊かな生涯学習社会を導くための教育諸科学の先端的な研究を推進する研究者を養成することを目的とする。</p>	修士 (教育学) 修士 (心理学) 修士 (学術)	博士 (教育学) 博士 (心理学) 博士 (学術)
社会科学研究科	<p>○博士課程前期 現代の地域社会、企業、官公庁及び国際組織が直面する諸問題の解決に必要な課題分析・政策提案能力を備えた高度専門職業人を育成するため、社会科学諸領域の学問的成果を一段と深めた高度専門教育を行うことにより、教育・研究の両面において地域社会との有機的な連携を目指すことを目的とする。</p> <p>○博士課程後期 現代の地域社会、企業、官公庁及び国際組織が直面する諸問題の解決に必要な課題分析・政策提案能力を備えた高度専門職業人を育成するため、社会科学諸領域の学問的成果を一段と深めた高度専門教育を行い、又、現代社会科学の先端を担う、豊かで深い専門性ととも幅広い学識を備えた研究者の養成を行うことにより、教育・研究の両面において地域社会との有機的な連携を目指すことを目的とする。</p>	修士 (法学) 修士 (経済学) 修士 (学術) 修士 (マネジメント)	博士 (法学) 博士 (経済学) 博士 (学術) 博士 (マネジメント)
理学研究科	<p>○博士課程前期 自然界に働く普遍的な法則や基本原理の解明を目指した専門的教育研究活動を通して、課題探求能力及び問題解決能力を高め、真理探究への感性及び総合的判断力を培い、基礎科学のフロンティアを切り開く研究者を目指す人材、専門的知識、技能及び応用力を身に付けた技術者並びに専門的知識及び識見を有しリーダーシップを発揮できる力量のある教育者を養成する。</p> <p>○博士課程後期 自然界に働く普遍的な法則や基本原理の解明を目指した専門的教育研究活動を通して、課題探求能力及び問題解決能力を高め、真理探究への感性及び総合的判断力を培い、基礎科学のフロンティアを切り開いて国際的に活躍できる研究者、高度の専門的知識、技能及び幅広い応用力を身に付けて国際的に通用する先進的な科学技術を創造できる技術者並びに高度の専門的知識及び識見を有しリーダーシップを発揮できる力量のある教育者を養成する。</p>	修士 (理学)	博士 (理学)
先端物質科学研究科	<p>○博士課程前期 理学及び工学が融合しあつた分野を新しい教育・研究分野として捉え、組織的な教育に加え、学際的かつ総合的な教育・研究を行い、広い学識及び実務能力をもつて国際社会の中で活躍できる専門技術者及び研究者を養成することを目的とする。</p> <p>○博士課程後期 理学及び工学が融合しあつた分野を新しい教育・研究分野として捉え、組織的な教育に加え、学際的かつ総合的な教育・研究を行い、広い学識及び実務能力をもつて国際社会の中で新たな視点から問題に立ち向かうことのできる高度な専門技術者及び創造的な研究者を養成することを目的とする。</p>	修士 (理学) 修士 (工学) 修士 (学術)	博士 (理学) 博士 (工学) 博士 (学術)
保健学研究科	<p>○博士課程前期 ・保健医療福祉分野における豊かで幅広い学識及び問題解決能力を涵養し、独創性及び未来志向性を有する研究者・教育者を育成すること。 ・深い専門知識に基づいて先進的な保健医療福祉分野の研究開発及び実践・指導ができる人材を育成すること。</p>	修士 (看護学) 修士 (保健学)	博士 (看護学) 博士 (保健学)

研究科名	教育研究上の目的	授与する学位名称	
	<p>○博士課程後期</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健医療福祉分野における新しい専門研究を推進できる高い研究能力及び国際的視野を有する研究者・教育者を育成すること。 先進保健医療福祉に関する情報発信及び国際的に活躍できる人材を育成すること。 高度な専門知識及び優れた研究能力に基づいて保健医療福祉分野の実践・指導ができる人材を育成すること。 		
工学研究科	<p>○博士課程前期</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材の養成に関する目的 <ul style="list-style-type: none"> 工学の目的を理解させ、社会性及び自律性を養うこと。 工学に必要な高度な知識を修得させること。 自ら課題を設定し、それを解決できる能力を有する高度専門技術者を養成すること。 高度な研究・学際的研究を推進する能力を育成すること。 その他工学に携わる能力を身につけさせること。 その他教育研究上の目的 <ul style="list-style-type: none"> 高度な研究・学際的研究を推進し、その成果を社会に還元して豊かな社会を作り、人類の平和、発展及び存続に貢献すること。 <p>○博士課程後期</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材の養成に関する目的 <ul style="list-style-type: none"> 工学の目的を深く理解させ、十分な社会性及び自律性を養うこと。 工学に必要な専門的で高度な知識を修得させること。 自ら課題を設定し、それを解決できる優れた能力を有する高度専門技術者及び研究者を養成すること。 先進的で高度な研究・学際的研究を推進する能力を育成すること。 その他工学に携わる高度な能力を身につけさせるとともに、工学を継承及び発展させる人材を養成すること。 その他教育研究上の目的 <ul style="list-style-type: none"> 先進的で高度な研究・学際的研究を推進し、その成果を社会に還元して豊かな社会を作り、人類の平和、発展及び存続に貢献すること。 	修士 (工学) 修士 (学術)	博士 (工学) 博士 (学術)
生物圏科学研究科	<p>○博士課程前期</p> <p>自然と調和する持続的な生物生産活動の創出と展開、生物機能・生物資源の活用とその高度利用技術の開発及び生物圏内の循環系を評価・予測・制御する技術の開発に関する教育・研究を実践し、地域・国際社会における応用生物学・環境学系の主に高度専門技術者として、時代と社会の要請に応え得る人材を養成する。</p> <p>○博士課程後期</p> <p>自然と調和する持続的な生物生産活動の創出と展開、生物機能・生物資源の活用とその高度利用技術の開発及び生物圏内の循環系を評価・予測・制御する技術の開発に関する教育・研究を実践し、地域・国際社会における応用生物学・環境学系の主に研究者として、時代と社会の要請に応え得る人材を養成する。</p>	修士 (農学) 修士 (学術)	博士 (農学) 博士 (学術)
医歯薬学総合研究科	<p>研究科は、生命医科学に関する豊かで幅広い学識及び高度な研究能力を有する研究者、問題解決能力を涵養し、独創性及び未来志向性を引き出すことができる教育者、生命・医療倫理の深い知識とこれに根差した先進的な医療開発研究を遂行できる高度専門医療人並びに生命医科学・先進医療に関する情報の発信及び共有化の担い手となる人材を養成することを目的とする。</p>	修士 (薬学) 修士 (医科学) 修士 (歯科学) 修士 (学術)	博士 (医学) 博士 (歯学) 博士 (医薬学) 博士 (学術) 博士 (薬学)
国際協力研究科	<p>研究科は、国際協力を推進する観点から、開発途上国の経済、技術、社会及び文化の持続的発展に貢献できる高度専門的職業人、国内外の行政担当者、国際機関の職員及び研究者の育成を目的とする。</p>	修士 (学術) 修士 (教育学) 修士 (工学) 修士 (農学) 修士 (国際協力学)	博士 (学術) 博士 (教育学) 博士 (工学) 博士 (農学) 博士 (国際協力学)

(出典：各研究科細則，広島大学学位規則)

資料5-4-①-D 各研究科の教育課程編成の特徴

研究科名	教育課程編成の特徴
総合科学研究科	<p>本研究科は、教育目標にそって、3部門・11研究領域及び横断的な21世紀科学プロジェクト群を設置して、総合的・学際的な教育課程を編成している。</p> <p>また、総合的・学際的な教育を強力に推進するために提案した「文理融合型リサーチマネージャー養成」プログラムが大学院教育改革支援プログラムに採択され（平成19～21年度）、これに基づき、平成19年度後期からコア科目の整備、リテラシー科目の新設など、学生主体のプロジェクト型教育を導入し、総合科学の教育研究を高度化するための改善を行ってきた。</p>
文学研究科	<p>教育研究の目的に沿って、6つの教育研究分野を設けている。</p> <p>博士課程前期では、専攻共通科目、分野共通科目、専門科目を体系的に編成して、人文学にかかわる知識を広げながら、教育研究分野の学識を深める体制を構築している。</p> <p>博士課程後期では、博士論文に直結する特別研究指導Ⅱを設けている。</p>
教育学研究科	<p>本研究科は、平成12年度に、旧教育学研究科と学校教育研究科を統合することによって発足した。</p> <p>その際、前期課程8専攻、後期課程3専攻の理念・目標と、それに対応したカリキュラムを検討し、現在に至っている。</p> <p>平成14年度に大学院学生を対象に実施した調査の結果、「各講義の目標が明確で体系的に行われたかどうか」という質問に関して、8割以上の学生が肯定的に評価している。</p> <p>授業科目は、前期課程にあつては「特講」、「演習」、「特別研究」、後期課程にあつては「講義」と「特別研究」を提供し、それぞれの専門分野における高度な知識・理論の獲得と、研究実践のため具体的な技能の訓練等が効率よく行われるように工夫している。前述の調査において、「授業内容が教育学研究科の講義として適切かどうか」という質問に関して、8割以上の学生が肯定的に評価している。</p>
社会科学研究科	<p>法政システム専攻では、3つの教育プログラムの設置目的に合致した必修科目・選択必修科目・選択科目を配置し、授業内容が教育課程編成の趣旨に沿うように体系的に編成している。</p> <p>社会経済システム専攻では、大学院の部局化に伴って、大学院においても教育プログラム制を導入し、また従来のカリキュラムを4つのプログラムに再編することによって、高度専門職業人と研究者の養成目的をより明確にし、カリキュラムの体系化を果たした。なお、今後、基礎コア科目の設定など、一層の整備を考えている。</p> <p>マネジメント専攻では、これまでの協力講座の教員及び科目展開を、平成18年度より基幹講座化して、専攻の教育の質的・量的充実を図り、また、新しい時代の要請に対応した理論的かつ実践的な6つの教育プログラムを提供しているが、学問の進展や社会のニーズに応えられるよう、平成21年度からの、既存6プログラムの3プログラム集約化と、アジアマネジメントプログラムの新規開設を検討した。</p>
理学研究科	<p>研究科全体及び各専攻の授業科目編成およびその内容は、研究科細則に具体的に明記している。</p> <p>博士課程前期においては、自然界に働く普遍的な法則や基本原理の解明を目指した専門的教育研究活動を通して、課題探求能力及び問題解決能力を高め、真理探究への感性及び総合的判断力を培い、基礎科学のフロンティアを切り開く研究者を目指す人材、専門的知識、技能及び応用力を身につけた技術者並びに専門的知識及び識見を有しリーダーシップを発揮できる力量のある教育者を養成することを目的とし、博士課程後期においては、自然界に働く普遍的な法則や基本原理の解明を目指した専門的教育研究活動を通して、課題探求能力及び問題解決能力を高め、真理探究への感性及び総合的判断力を培い、基礎科学のフロンティアを切り開いて国際的に活躍できる研究者、高度の専門的知識、技能及び幅広い応用力を身につけて国際的に通用する先進的な科学技術を創造できる技術者並びに高度の専門的知識及び識見を有しリーダーシップを発揮できる力量のある教育者を養成することを目的とした教育を行っている。</p>
先端物質科学研究科	<p>広い学識、国際コミュニケーション能力、実務能力を養い、新たな領域を開拓しうる研究者、専門技術者を養成するという教育目的を達成するため、各専攻の教員が専門分野の最近の成果をオムニバス形式で解説し、理学、工学の両面に及ぶ学識を培う特別講義や、国際コミュニケーション能力を育成するための外国人（非常勤講師）による科学技術英語の講義を研究科共通の必修科目として、また、他分野の基礎を学ぶ入門科目や、社会で求められる実務能力を培うインターンシップ科目を選択必修科目として配置している。</p> <p>各専攻の選択科目においても、専門に応じた履修コースや系列科目・分類科目を配し、体系的な履修を促している。</p> <p>また、各授業担当教員が、シラバス作成時から授業内容や系統的な授業計画に配慮し、授業を進めている。</p> <p>さらに、他研究科、他専攻の科目や他研究科との共通科目、MOT科目からの履修も可能にし、広い学識を持つことができるよう工夫している。</p>
保健学研究科	<p>教育研究上の目的や授与する学位に照らして、共通科目および専門科目による教育課程を体系的に編成している。</p> <p>また、授業科目の内容は、全体として教育課程の編成の趣旨に沿っている。</p>

研究科名	教育課程編成の特徴
工学研究科	機械システム工学専攻、複雑システム工学専攻、情報工学専攻、物質化学システム専攻、社会環境システム専攻の5つの専攻から構成されており、教育効果の向上を図るために教育目標を明確化したコース制による教育課程が編成されている。 各教育課程では、教育目的・目標に応じて体系的に、工学研究科共通講義、各専攻のコース別コア科目ならびに専門科目が開設されている。 各授業科目は、シラバス等により授業の目標、内容・計画等を明確にしている。 さらに、国際的人材育成のために「英語コミュニケーション演習」を必修科目として開設している。
生物圏科学研究科	本研究科の教育目的に則った教育課程となっているかを、毎年、関連企業や卒業生等の外部にアンケートを実施し、研究科教育改革推進委員会で教育課程の見直しが行われている（PDCA）。 この結果、平成21年度よりサブセメスター制を用いた多様な学生に対応できる新カリキュラムを実施している。
医歯薬学総合研究科	本研究科では、教育目標を実現するための教育課程の編成が進められている。 大部分の学生は、課程修了後、広い意味での医療分野へ進んでおり、本研究科の教育目標と合致している。
国際協力研究科	限られた教員数で各分野の体系的カリキュラムを整えるべく努力している。 国際協力学の確立に向けて各分野で教育内容の改善を行ってきた。 専門基礎科目の授業を踏まえ、各分野において国際開発、国際協力にかかわる授業が行われている。 実践力を養うために問題解決型講義を行うとともに、海外インターンシップを積極的に実施している。

(出典：各研究科の自己点検・評価)

参照資料	別添資料Ⅱ-3	広島大学学則
	別添資料Ⅱ-5	広島大学大学院規則
	*別添資料Ⅱ-7-1～11	各研究科細則
	別添資料Ⅱ-9	研究科・専攻等の教育研究上の目的
	*別添資料5-4-①-1	広島大学学位規則

* 別添資料Ⅱ-7-1～11、5-4-①-1については、広島大学公式ウェブサイト「広島大学規則集」を参照してください。
(<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/aggregate/catalog/index.htm>)

【分析結果とその根拠理由】

各研究科では、授与する学位及び養成する人材像や学問分野・職業分野の特徴を踏まえた教育目的を定めており、各研究科の教育課程では、それぞれの教育目的に沿った体系的な授業科目を配置している。

以上により、各研究科では教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程を体系的に編成しており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっている。

観点5-4-②：教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

学生の多様なニーズ、社会からの要請等を考慮した各研究科の取組状況は、資料5-4-②-Aに示すとおりである。また、多様な人材を入学させるために、多くの研究科において、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜、高齢者を対象としたフェニックス特別選抜などを実施している（前掲資料4-2-①-F）。

学術の発展動向に対して、前掲の資料3-3-①-Bに例示したとおり、各教員の研究成果を実質的に授業科目に反映している。また、資料5-4-②-Bに示すとおり、文部科学省大学院教育改革支援プログラム等（「魅力ある大学院教育」イニシアティブ、大学院教育改革支援プログラム、がんプロフェッショナル養成プラン、現代的教育ニーズ取組支援プログラム、大学・大学院における教員養成推進プログラム、大学教育の国際化推進プログラム、大学教育の国際化加速プログラム）に採択され、実施している。なお、文部科学省大学院教育改革支援プログラム等採択状況は、資料5-4-②-Cに示すとおりである。

資料5-4-②-A 各研究科の取組状況

研究科名	取組状況
総合科学研究科	<p>本研究科は、学際的内容をもつ3つの教育部門を横断する形で、「21世紀科学プロジェクト群」を設置して、学際的な総合科学研究プロジェクトや平和科学研究プロジェクトを実施し、学生の多様なニーズ、学術の最新の発展・社会からの要請に配慮し、柔軟な教育を実施している。</p> <p>また、総合的・学際的教育を強力に推進するために提案した「文理融合型リサーチマネージャー養成」プログラムが大学院教育改革支援プログラムに採択され（平成19～21年度）、これに基づき、平成19年度後期から、コア科目の合宿発表会、ICTリテラシー、英語運用演習、研究倫理、文系対象科学基礎実験などのリテラシー科目新設、国内研修プロジェクト、海外研修プロジェクトなど、学生主体のプロジェクト型教育を行い、教育改善を行っている。</p>
文学研究科	<p>専攻共通科目や分野共通科目は、人文学の基礎や多元性を扱い、学生の多様なニーズに応えられる授業内容となっている。</p> <p>専門科目は、教員の研究成果や学会の動向を反映させた高度な研究能力・学識を養うものを中心としながら、フェニックス入学生や留学生を主たる対象とした基礎学的なものも揃えている。</p>
教育学研究科	<p>授業科目は、当該分野を専門とする教員が担当することにより、学術の発展動向や学界における研究成果を反映するものとなっている。</p> <p>担当教員の専門分野や研究内容・成果は、Web上の「研究者総覧」などで公開されており、受講生自身が確認し、自らのニーズに合わせて選択できるようになっている。</p> <p>平成14年度に大学院学生を対象に実施した調査において、「教官の研究内容が伝わるような」講義であったかどうかに対し、8割以上の学生が「そう思う」と答えている。</p> <p>また、前期課程において、アジア圏における高度な専門的職業人養成のために、英語ですべての授業を行う留学生特別コース教育課程の設置、特別支援学校教諭（視覚障害、聴覚障害、知的障害及び肢体不自由の4領域）の専修免許状の取得を可能とする特別支援教育学専攻（平成20年4月障害児教育学専攻から名称変更）の教育課程整備などを行い、学生のニーズや社会の要請に応えている。</p> <p>さらに、広島県教育委員会からの要請に応じて、エキスパート研修を実施するとともに、広島県教員長期研修による大学院の講義聴講を認めている。</p>
社会科学研究科	<p>法政システム専攻では、平成16年度の大学院部局化と法科大学院の分離設置にもとづき、学生の多様なニーズや社会的要請に応える3つの教育プログラムを配置し、また、学術の発展動向を踏まえた学際的視点から教育課程を再編成した。</p> <p>社会経済システム専攻では、従来のカリキュラムを4つのプログラムに再編する時に、学生からの多様なニーズや社会からの要請に応えるため、更には学術の発展動向に配慮するため、高度専門職業人と研究者の養成目的をより明確にし、カリキュラムの体系化を果たした。また、その再編にあたり、授業担当者の研究分野を従来にもまして十分反映するものとした。</p> <p>マネジメント専攻では、「理論と実践の融合」を専攻の教育コンセプトに、教員個人の研究成果が教育の基盤となるようにするとともに、専攻として産学官連携による共同授業を積極的に開講している。</p>
理学研究科	<p>授業科目の編成およびその内容については、学術の発展動向に対応した各専攻の研究成果を反映するよう必要に応じてPDCAを実施している。</p> <p>理学融合教育科目として、「理学融合基礎概論」、5研究科共通講義として、「理工系キャリアパスセミナー」、MOT教育プログラムを開設している。また、大学院教育改革支援プログラム、新興分野人材養成プログラム等の大学院教育課題の採択を受け、「ナノテク・バイオ・IT融合教育プログラム」、「世界レベルのジオエキスパート養成プログラム」、「数理生命科学融合教育コンソーシアム形成プログラム」を提供している。</p>
先端物質科学研究科	<p>学生からのニーズへの対応として、他研究科、他専攻の科目や他研究科との共通科目、MOT科目の修得単位を認定している。</p> <p>次に、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請への対応として、研究科共通の必修科目（特別講義）、各専攻のセミナー科目、専門科目、集中講義、他研究科との共同セミナー等において、担当教員がそれぞれの研究分野の最先端の研究成果について、テキスト等を用意し解説している。特に、特別講義では、他の専門分野の学生に対しても、身近な事例をあげながら、視覚教材で視覚的にも分かりやすい説明を行い、研究の成果を教育に反映させている。</p> <p>また、平成18年度には新たに「先端ディスプレイ科学講座」（寄附講座）を設置してこの分野の教育の充実を図ったほか、平成19年度以降は、2つの履修プログラム「半導体・バイオ融合教育プログラム」（平成19年度に全専攻に開設）・「半導体専門実践教育プログラム」（平成20年度に半導体集積科学専攻に開設）を提供し、研究科の研究プロジェクト等に対応した教育も展開し、新たな領域における研究者や実践能力の高い技術者の養成に取り組んでいる。</p> <p>なお、教育課程や授業内容は、修了見込みの学生に対して「先端物質科学研究科の教育に関するアンケート」を実施して、その結果及び寄せられた意見等を参考にして改善を図っている。</p>
保健学研究科	<p>教育課程の編成及び授業科目の内容は、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮した内容となっている。また、必要に応じて見直しを行う体制も整っている。</p>
工学研究科	<p>当該分野の研究を行っている教員を授業担当教員とすることにより、研究活動の成果を授業内容に反映させているとともに、当該学術分野の発展動向と社会からの要請をふまえた授業を行っている。さらに、講義に関する授業アンケートを行い、学生の意見の把握・配慮に努めている。</p>

研究科名	取組状況
生物圏科学研究科	修了生、修了予定者、関連企業等へのアンケート調査を実施し、そのニーズを汲みあげて、改善の方向を検討している。また、社会のニーズに合った教育システムとして、平成20年度に文部科学省大学院教育改革支援プログラムに採択され、スペシャリストとゼネラリストに対応する大学院教育改革プログラムを開発した。
医歯薬学総合研究科	「がんプロフェッショナル養成プラン」採択に併せたがん専門医取得支援コース等の開設や新たな授業科目の開講など、学生の多様なニーズや社会からの要請等に応えるよう対応している。また大学院教育のさらなる実質化のため、実験経験の乏しい新入生を対象とした「臨床系大学院生スタートアッププログラム」を平成20年度から開始した。
国際協力研究科	国際協力研究科は国際協力に関わる科学技術、政策研究に取り組んでいる。 各教員の国際協力にかかわる研究は教育内容にも反映している。

(出典：各研究科の自己点検・評価)

資料5-4-②-B 文部科学省大学院教育改革支援プログラム等の実施状況

【「魅力ある大学院教育」イニシアティブ】

プログラム名：数理生命科学ディレクター養成プログラム（担当：理学研究科）	実施年度：平成17～18年度
教育への反映状況	サテライト科目（科学英語、科学リテラシー概論・特論、ITを用いた科学学習の環境デザイン論）の開講。
その効果	科学リテラシーの向上、学生間の融合を促進した。
プログラム名：国際協力学を拓く実践的研究者育成の試み（担当：国際協力研究科） i-EKBO	実施年度：平成17～18年度
教育への反映状況	本プログラムで構築した海外インターンシップを中心としたサンドウィッチ教育（理論と実践を同時に重視）のしくみは研究科内へと広がり、新領域である国際協力学分野における実践的教育手法として定着しつつある。
その効果	多様な専門分野から多くの学生の参加があり、事後評価が高い。受入機関と派遣学生のニーズのマッチングを図ることにより、インターンシップの研修内容と修士・博士論文の研究との関連が強まっている。学生が得る自信と成長は、修了生の就職活動にもプラスの効果を生んでいる。

【大学院教育改革支援プログラム】

プログラム名：文理融合型リサーチマネージャー養成（担当：総合科学研究科）	実施年度：平成19～21年度
教育への反映状況	「文理融合型リサーチマネージャー養成」プログラムが採択された平成19年度後期から、コア科目（博士課程前期共通科目）において、学生グループ討論を導入し、プロジェクト型授業を行い、合宿発表会・学内発表会で成果を発表させた。 なお、コア科目グループ討論には、10数名の博士課程後期学生をアシスタント(TA)として参加させ、プロジェクト型教育の実践トレーニングを積ませた。 また、ICTリテラシー、英語運用演習、研究倫理、文系対象科学基礎実験などのリテラシー科目を新設した。 さらに、4件の国内研修プロジェクト、4件の海外研修プロジェクトにおいて、教員・学生が一体となった現場重視のプロジェクト教育を実施した。 このような活動を通じて教育改革を行い、結果を点検しながら教育改善に努めている。
その効果	学生主体のプロジェクト型教育により、学際性・総合性の観点を涵養し、21世紀社会の課題発見・解決への視点をもつ人材養成という研究科の教育目的を具体化した。 なお、学生によるアンケートでは、発表会への肯定的評価が大半で、討論発表形式についても概ね肯定的な評価であった。 また、リテラシー科目新設により、学生のリサーチマネジメントに関する実践的スキルを向上させた。 さらに、5件の学生独自プロジェクトを採択・実施して、学生のプロジェクト立案能力を向上させた。
プログラム名：E d. D型大学院プログラムの開発と実践（担当：教育学研究科）	実施年度：平成19～21年度
教育への反映状況	大学院博士課程後期学生を対象とした2つの講義科目「教員養成学講究」「大学教授学講究」を立ち上げるとともに、実際の力量形成のため実習科目「教職授業プラクティカム」も目下展開中である。
その効果	学生からの授業評価も極めて良好であり、教育学講座所属の対象学生全員が受講するに至っている。そのためか、学生参画型で主体的な取組が数多くみられた。最終的な効果測定はこれからであるが、中間的な報告としては極めて高い効果があるように思われる。
プログラム名：世界レベルのジオエキスパートの養成（担当：理学研究科）	実施年度：平成17～18年度
教育への反映状況	コアコースによる基礎教育、アドバンスコースによる最先端の教育を実施。
その効果	地球惑星科学分野におけるフィールド調査、分析・計測、実験・シミュレーションに関する技術・能力を備え、幅広い素養を持った問題発掘型の人材養成を図る。

プログラム名：数理生命科学融合教育コンソーシアムの形成（担当：理学研究科）		実施年度：平成19～21年度
教育への反映状況	将来の数理生命科学を託す人材育成のために明治大学及び協力大学と連携した融合教育を実施。	
その効果	数理科学と生命科学の双方の知識を持った新しいタイプの人材育成を行う。	
プログラム名：グローバルインターンシップ推進拠点の形成（担当：国際協力研究科） G. ekbo		実施年度：平成19～21年度
教育への反映状況	多様なインターンシップを推進する学内拠点が形成され、i-ECBOプログラムで構築した教育手法を全学5研究科（国際協力研究科，工学研究科，生物圏科学研究科，先端物質科学研究科，教育学研究科）へ拡張した。また，インターンシップ期間中の学生の安全確保・リスク管理について全学的体制が整いつつある。	
その効果	本プログラムにより，受入機関との持続的な連携関係が構築できた。また，多様な専門分野の学生が集い，異分野間でコミュニケーションや共同作業を行う機会を提供することにより，新しい教育成果が認められつつある。	

【がんプロフェッショナル養成プラン】

プログラム名：銀の道で結ぶがん医療人養成コンソーシアム（担当：医歯薬学総合研究科）		実施年度：平成19～23年度
教育への反映状況	がん医療に関する授業科目を開設している。また，鳥取大学，島根大学及び広島大学で学生交流を実施した。	
その効果	がん看護専門職の養成（がん看護専門看護師分野2名修了（平成20年度））	

【現代的教育ニーズ取組支援プログラム】

プログラム名：国境を超えるエンジニア教育プログラム（担当：工学研究科）		実施年度：平成16～17年度
教育への反映状況	大学院博士課程前期の学生を対象とした科目として「技術移転論」「海外インターンシップ」および「技術移転演習（PBL）」を立ち上げるとともに，国際交流委員会内部に海外インターンシップ教育事業WGを立ち上げ，現在も工学研究科の予算を使用して継続して実施中である。また，本取組の成果を応用した「4D型教育プログラム」の開発も進展中である。	
その効果	受講生および関連企業等へのアンケートにより，学生の本プログラムが高い教育効果を有することを確認している。支援期間終了後も継続的な評価を行っており，高評価を維持している。	

【大学教育の国際化加速プログラム】

プログラム名：「4D型教育プログラム」による国際人材の育成（担当：工学研究科）		実施年度：平成20年度
教育への反映状況	<ol style="list-style-type: none"> ①遠隔講義・指導システムを導入することにより，広島大学と海外協定校との共同学生指導のためのハード面の体制を整えることができた。 ②4D型教育プログラムに参加する派遣学生の選考と事前研修を実施することにより海外派遣前の学生指導方法に関する知見を得た。 ③派遣前報告会の開催により，事前研修実施後の学生の到達度を評価し，明らかな向上が見られた。 ④協定校・広島大学の双方が事前研修および海外派遣中の学生指導方法に関する知見を共有するとともに，その改善課題の抽出ができた。 ⑤海外協定校の学生を広島大学に受け入れ，受入学生の指導を行った。 	
その効果	<ol style="list-style-type: none"> ①遠隔講義・指導システムを導入することにより，遠隔講義・指導のためのD-Learning（Distance-Learning）が可能となった。また遠隔指導を有効に活用するための知見を得ることができた。 ②派遣前報告会の開催により，事前研修実施後の学生の到達度を評価し，事前研修方法の妥当性を確認するとともに，改善点の抽出ができた。 ③協定校においてセミナーを開催することにより，広島大学と協定校の双方が本プログラムの知見を共有することが可能となり，協定校における広報活動にも繋がった。 ④4Dプログラム以外の海外協定校を訪問し，本取組を海外の大学において公表することにより広範な大学との連携のための各種情報を得ることができた。 ⑤海外協定校の学生を広島大学に受け入れ，受入学生の指導を行うことにより，短期間の研究指導方法に関する知見を得ることができた。 ⑥シンポジウムの開催により，本取組の成果を学内外に広く公表することができた。また学内外の有識者が本プログラムに関する意見交換を行うことにより，取組の達成度を評価するとともに，継続的実施および単位互換やダブル・ディグリー制度への発展のための課題や改善点の明確化が可能となった。 	

（出典：大学での集計）

資料5-4-②-C 文部科学省大学院教育改革支援プログラム等の採択状況

プログラム名	部局名	採択プログラム名	期間(年度)
「魅力ある大学院教育」イニシアティブ (2件)	理学研究科	数理生命科学ディレクター養成プログラム	17~18
	国際協力研究科	国際協力学を拓く実践的研究者育成の試み	17~18
大学院教育改革支援プログラム (7件)	総合科学研究科	文理融合型リサーチマネージャー養成	19~21
	国際協力研究科	グローバルインターンシップ推進拠点の形成	19~21
	教育学研究科	E d . D型大学院プログラムの開発と実践	19~21
	理学研究科	世界レベルのジオエキスパートの養成	19~21
	理学研究科	数理生命科学融合教育コンソーシアムの形成	19~21
	生物圏科学研究科	食料・環境系高度専門実践技術者養成	20~22
	医歯薬学総合研究科	バイオデンティスト育成プログラム	20~22
がんプロフェッショナル養成プラン	医歯薬学総合研究科	銀の道で結ぶがん医療人養成コンソーシアム	19~23
現代的教育ニーズ取組支援プログラム	工学研究科	「国境を超えるエンジニア」教育プログラム	16~17
大学・大学院における教員養成推進プログラム	教育学研究科	メンター制構築による実践的指導力の高度化	17~18
大学教育の国際化推進プログラム	全学	平和学共同修士プログラムの開発・国際展開	19~21
大学教育の国際化加速プログラム	工学研究科	「4D型教育プログラム」による国際人材の育成	20~22

(出典：大学での集計)

【分析結果とその根拠理由】

各研究科における教育課程は学生の多様な要望や社会からの要請をできる限り反映できるように構築している。それぞれの授業担当者は、研究活動を通じて、教育目的の実現に必要な知見の水準を確保するとともに、先端的な研究成果も、授業の特性に応じて積極的に取り入れている。また、社会の要請に応えるため社会人特別選抜などの多様な入学制度を設けている。

さらに、文部科学省大学院教育改革支援プログラム等に多くのプログラムが採択され、教育改革を推進している。

以上により、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮している。

観点5-4-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するために、学生の学習スペースの確保（後掲資料7-2-①-C）、図書館の利用環境の整備（後掲資料8-2-①-A~D）、シラバスの改善と公開（後掲資料5-5-②-A）に務めている。各研究科では、資料5-4-③-Aに示すとおり、授業時間外の学習のための工夫をしている。

本学の学期の区分、1年間の授業時間は前掲資料5-1-③-Fに示すとおりである。

資料5-4-③-A 各研究科の授業時間外の学習のための工夫

研究科名	取組状況
総合科学研究科	博士課程前期の全学生が受講する研究科共通のコア科目（4科目中2科目選択必修）における主体的な学習を促す取組として、文系と理系の学生が半々となるように7~8名で構成される班に分け、各課題に従って役割分担をして、学生が自ら資料を探し、毎回の討論の場で提出することによって、議論が進められていく形式を取っている。なお、課題の発表の場として、コア科目合宿ワークショップを開催し、教員を含む全参加者の前で発表する義務を課している。そのため、十分な資料の準備や発表の練習が必要となる。このような主体的な学習によって、研究を進めていく上で最も基本的なリテラシーである資料の探索やプレゼンテーションの能力を涵養するような取組となっている。

研究科名	取 組 状 況
	また、平成19年度に発足した「文理融合型リサーチマネージャー養成」プログラムの一環として、学生による独自プロジェクトの応募を受け付け、予算的な措置も含めて、学生による自主的な研究活動を支援している。
文学研究科	博士課程前期では、「特別研究指導Ⅰ」を設けて、修士論文の個別指導時間を確保するとともに、各科目の成績は、レポート・試験等で厳密に単位設定を行っている。 博士課程後期では、「特別研究指導Ⅱ」を設けて、博士課程論文とその基礎となる学術論文の執筆を個別指導してその内容に応じた評価をしている。
教育学研究科	教育目的を最も良く達成する授業形態を検討し、少人数教育による教員と学生の密接な関係に基づく授業を実施している。 また、年度当初に行われる専攻ごとの履修ガイダンスにおいて、教育目的とともに学生に求められる準備等について周知徹底している。 学生には、研究スペースを与えるとともに、共用パソコンも設置して研究環境を整備しつつある。
社会科学研究科	法政システム専攻では、大学院教育の実質化に関する中央教育審議会答申を踏まえて、平成17年度末に文部科学省の担当官を招へいしてFDを行った。その中で、単位の実質化について検討するとともに、単位認定方法について調査を実施して現状を把握した結果、概ね適切な単位認定がなされていることを確認した。 社会経済システム専攻では、履修基準に「指導教員指定科目」を設けるなどして、単位の実質化に配慮している。また、授業時間外での学習促進のため、レポートのみならず期末試験を行なって単位の実質化を図るよう教員に呼びかけている。 マネジメント専攻では、履修指導に当たっては、主指導教員による個別指導により、所属プログラムの授業科目を体系的に履修できるよう指導を行っている。
理学研究科	各専攻のオリエンテーションや履修ガイダンスで、授業科目の履修方法及び研究指導の受け方等を指導教員等が説明する。また、課題として、レポートの提出やプレゼンテーションを求めることにより、授業時間外での自主学習の時間の確保を促している。研究科共通の学生自習室、専攻内の自習室もあり自主学習支援のための環境整備を行っている。博士課程前期では、試験、レポート、課題採点等による厳格な成績評価に基づいて単位認定を行っている。
先端物質科学研究科	入学後の各専攻のオリエンテーションや、毎学期始めの「履修届・研究指導届」に関する指導教員との面談において、研究科の教育目的や各学生の研究テーマに沿った履修指導が行われている。 授業においては、シラバスに授業計画や成績評価の基準を明確に記載し、それに沿った授業と単位認定を行っている。 また、課題として、レポートの提出やプレゼンテーションを求めることにより、授業時間外での自主学習の時間の確保を促している。自主学習支援のため、机などを備えた学生専用の研究スペースや無線LANを配備し、環境整備にも配慮している。”
保健学研究科	組織的な履修指導を年数回行っている。
工学研究科	シラバスに授業内容と成績の評価基準を記載し、学生に周知している。学生が授業と研究のそれぞれにまとまった時間が取れるように、授業の時間割を各専攻で調整・整理している。
生物圏科学研究科	教育記録システムをスタートさせ、21年度から教育の効果を上げているかどうかを調査し、学生がセメスターごとの学習内容を明確にできるよう環境を整備しつつある。
医歯薬学総合研究科	授業時間外での学習時間の確保は充分なされており、また学生個々の学位に関わるテーマと関連させて自己学習を促している。
国際協力研究科	大学院学生、研究生全員に専用の部屋を割り当て、各自に机、椅子、端末を提供して学習・研究の場を与えている。シラバスや個別学習指導等によって自学するシステムを整備している。

(出典：各研究科の自己点検・評価)

【分析結果とその根拠理由】

学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するための工夫として、課題としてのレポート提出、プレゼンテーション能力を涵養する取組、組織的な履修指導、授業時間割での調整などでの配慮や、学生の学習スペースの確保、図書文献等の利用環境の整備、シラバスの改善と公開などのハード面での整備など、様々な取組を行っている。

以上により、単位の实質化への配慮がなされている。

観点5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

各研究科では、それぞれの教育目的と専攻分野の特性に沿って、専門性と研究能力の獲得に役立つ種々の授業科目を、資料5-5-①-Aに示すとおり実施するとともに、資料5-5-①-Bに示すように授業形態上の特色及びバランスを考慮して開講している。これらの多くは、少人数、対話・討論形式の授業形態で実施している。

資料5-5-①-A 大学院における各種の授業形態の状況（平成19・20年度実績）

研究科名	課程別	区 分	講義	演習	講義・演習	講義・実習	実験	実習
総合科学研究科	博士課程前期	平成19年度	80	211				
		平成20年度	72	171			1	
	博士課程後期	平成19年度		103				
		平成20年度		74				
文学研究科	博士課程前期	平成19年度	67	377	27	4	1	4
		平成20年度	30	282	18	2	1	4
	博士課程後期	平成19年度		104				
		平成20年度		92				
教育学研究科	博士課程前期	平成19年度	281	886		4		5
		平成20年度	265	895		4		5
	博士課程後期	平成19年度	297	189				
		平成20年度	304	187				2
社会科学研究科	博士課程前期	平成19年度	124	165				8
		平成20年度	116	160				6
	博士課程後期	平成19年度		68				
		平成20年度		54				
理学研究科	博士課程前期	平成19年度	128	136				
		平成20年度	133	170			1	
	博士課程後期	平成19年度		16				
		平成20年度		16				
先端物質科学研究科	博士課程前期	平成19年度	40	296				2
		平成20年度	45	366				3
	博士課程後期	平成19年度		215				
		平成20年度		216				
保健学研究科	博士課程前期	平成19年度	67	85				8
		平成20年度	53	77				7
	博士課程後期	平成19年度	25	70				
		平成20年度	27	64				
工学研究科	博士課程前期	平成19年度	171	159	164			4
		平成20年度	173	159	159			1
	博士課程後期	平成19年度	4	15				
		平成20年度	4	15				
生物圏科学研究科	博士課程前期	平成19年度	176	77			3	5
		平成20年度	153	65			3	5
	博士課程後期	平成19年度	92	71				
		平成20年度	78	56				
医歯薬学総合研究科	修士課程	平成19年度	9	35	33			1
		平成20年度	7	19	19			2
	博士課程前期	平成19年度	17	27				18
		平成20年度	4	20				12
	博士課程後期	平成19年度		16			16	
		平成20年度		20			24	

研究科名	課程別	区 分	講義	演習	講義・演習	講義・実習	実験	実習
医歯薬学総合研究科	博士課程	平成 19 年度	9	165			154	
		平成 20 年度	7	103			117	
国際協力研究科	博士課程前期	平成 19 年度	84	48		1		
		平成 20 年度	53	31		1		1
	博士課程後期	平成 19 年度		54				
		平成 20 年度		37				

(出典：学生情報システム (もみじ) データ)

資料5-5-①-B 各研究科の授業形態上の特色

研究科名	授業形態上の特色
総合科学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・共通コア科目の設置 ・学生によるグループ討論の導入によるプロジェクト型・問題解決型授業の実施 ・複数教員によるオムニバス形式の講義の実施
文学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・対話型少人数教育の重視 ・複数指導教員による指導
教育学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・前期課程：「特講」, 「演習」, 「特別研究」等を提供 ・後期課程：「講義」, 「特別研究」を提供 ・「21世紀型教員養成教育の開発と実践」など様々なG Pの成果を, 一部の授業で導入
社会科学研究科	<p>法政システム専攻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必修科目の特別研究において, 少人数教育を実施 ・選択必修科目の各プログラム演習において, 対話・討論型の授業を実施 ・選択科目において, 英語で行う授業を配置 <p>社会経済システム専攻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数による対話・討論型授業の実施 ・コンピュータソフトやWebCTを活用した授業の実施 ・「金融・資本市場と企業経営」, 「統合リスク管理論」, 「投資銀行ビジネス論」, 「金融検査・監督の制度と理論」, 「地域金融機関の現状と今後の課題」, 「ファイナンス特講」, 「経済分析特講」など, 日本銀行, 金融庁, 日本政策投資銀行の応援を得て, 実践的内容の授業を実施 <p>マネジメント専攻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オムニバス形式による授業の実施 ・授業・演習に, 事例研究や討論形式の導入による実践的な思考の実験の場の提供 ・実務家教員 (非常勤講師) による講義の実施
理学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数教育の実施 ・複数指導教員による研究指導等
先端物質科学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数教育の実施 ・専門家による講義の実施 (知的財産権に関する講義, 職業教育特別講義など) ・企業等での実地体験, セミナー科目, 集積回路製造実習など, 演習, 実習科目の導入 ・情報機器等を利用した授業の実施 (講義室に液晶プロジェクタとスクリーンの設置)
保健学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数型・討論型授業の実施 ・フィールド型授業の実施
工学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数ゼミ形式での授業の実施 ・グループ討論, プレゼンテーションの導入 ・海外協定校での研究や海外企業での実習の導入 ・共通講義, 専攻のコース別コア科目, 専門科目に分類し, バランスよく履修するように規定化
生物圏科学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数教育の実施 ・実験実習の必須化 ・演習科目の導入 ・インターンシップの単位認定 ・プレゼンテーション法の教授 ・外国人特任教員による英語の講義 ・各専攻で少なくとも1科目以上の講義を英語で実施 ・部局間交流協定校からの留学生を交えて, 日本人学生と合同で実験実習及び講義を受けるサマースクールを実施
医歯薬学総合研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数教育の実施 ・大学院学生が自分で調べて発表する機会を提供 ・実験では個別指導の実施

研究科名	授業形態上の特色
国際協力研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・対話型, 課題解決型, ディベート型授業と指導の実施 ・海外インターンシップの実施 ・約80%の科目で英語による講義を実施

(出典：大学での集計)

【分析結果とその根拠理由】

各研究科において、それぞれの教育目的と専攻分野の特性に沿った授業形態や指導法を工夫している。種々の授業形態とそれらの配分バランスは専攻分野ごとに異なるが、いずれにおいても、通常の講義形式に偏ることなく、専攻分野に必要とされる効果的な授業形態を採用している。

以上により、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫を行っている。

観点 5-5-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到に係る状況】

教育課程の編成の趣旨に沿って、「授業の目標等」「授業の内容・計画等」「成績評価の基準等」などを記載する様式（別添資料5-2-②-1）により、広島大学学生情報システム「もみじ」の中に電子情報として格納し、入学時における学生オリエンテーションにおいて、「もみじ」の操作方法の説明を行い、シラバスの見方や利用法を指導している。シラバスは、資料5-2-②-Aに示すURLにおいてウェブページで提供している。

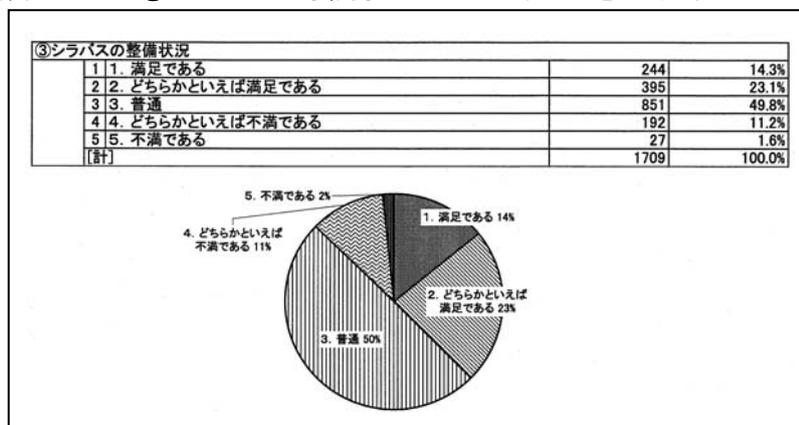
シラバスの整備状況について、「大学院学生生活アンケート」の結果では、資料5-5-②-Bに示すとおり、87%以上が満足している状況である。

資料5-5-②-A 広島大学シラバス

学外公開用 URL <http://home.hiroshima-u.ac.jp/syllabus/2008/index.html>
 学生用 別添資料5-2-②-2 「もみじ」履修登録・成績確認操作説明書

(出典：大学での集計)

資料5-5-②-B 「大学院学生生活アンケート」の結果



参照資料 : 別添資料5-5-②-1 シラバス様式 (大学院課程)
 別添資料5-2-②-2 「もみじ」履修登録・成績確認操作説明書
 別添資料6-1-③-3 平成19年度広島大学大学院学生生活アンケート集計結果

【分析結果とその根拠理由】

シラバスの様式は全研究科統一の様式で作成しており、ウェブページでの公開等の取組により、学生の活用を促進している。また、学外にも広く公開している。

シラバスの整備状況について、学生アンケートの結果では、87%以上が満足している状況である。

以上により、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスを作成し、活用している。

観点 5-5-③： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点到に係る状況】

夜間に授業を実施している研究科・専攻は、社会科学研究科マネジメント専攻があり、時間割は別添資料 5-5-③-1 のとおり、実施状況は資料 5-5-③-A に示すとおりである。

また、教育方法の特例を実施している研究科・専攻の実施状況は、資料 5-5-③-B に示すとおりである。

資料 5-5-③-A 夜間に授業を実施している研究科・専攻及び実施状況

研究科名	専攻名	実施状況
社会科学研究科	マネジメント専攻(M・D)	平成 18 年度から授業時限を見直し、平日火曜日から金曜日までは 18 時から 21 時 10 分までの時間帯に開講し、土曜日は 11 時から 18 時 25 分までの時間帯に講義及び演習を開講し、社会人が受講しやすいように配慮している。 また、夏季休業中等に集中講義を開講することにより、平日夜間の受講負担の軽減を図っている。

(出典：社会科学研究科の自己点検・評価)

資料 5-5-③-B 教育方法の特例を実施している研究科・専攻及び実施状況

研究科名	専攻名	実施状況
総合科学研究科	総合科学専攻(M・D)	社会人学生など、教育方法の特例の適用を希望している学生に対しては、夜間等、適正な時間割を設定している。
文学研究科	人文学専攻(M・D)	社会人入学者については、指導教員と相談し研究計画等を作成するが、特に特例を設けるような事例はない。
教育学研究科	特別支援教育学専攻(M)	現職教員等で教育方法の特例の適用の希望があった場合には、特例による授業科目の開設と研究指導（夜間時間帯での開設、休暇期間中の集中講義、Web 等ネットワークを利用した指導等）を実施している。
	科学文化教育学専攻(M)	
	言語文化教育学専攻(M)	
	生涯活動教育学専攻(M)	
	教育学専攻(M)	
	心理学専攻(M)	
	高等教育開発専攻(M)	
	学習開発専攻(D)	
	文化教育開発専攻(D)	
社会科学研究科	社会経済システム専攻(M・D)	ファイナンス・プログラムでは、入学者のバックグラウンドの多様性を考慮してコースワーク制を採用し、必要となる知識を基礎から効率的に学習できるように基礎科目群を設定しカリキュラムを構成している。 また、集中授業を土曜日に設定し、夜間授業時間帯には 1 日 2 コマしか設定できない制約の下でも多様な授業を提供できるよう工夫している。

研究科名	専攻名	実施状況
社会科学研究科	マネジメント専攻(M)	社会人を主たる対象としているマネジメント専攻では、仕事との両立が図れるよう平日夜間と土曜昼間の時間帯に授業を設定しているが、社会人も多様な就労形態を持つようになったこと、また、学部新卒や留学生の受入れに伴い、「昼間にも教育を受けたい」という学生のニーズに応えるために、これまでの「専ら夜間」に拘るのではなく、教育をより柔軟的に行う必要があるため、平成21年度から、「専ら夜間であるが、教育方法の特例として昼間授業を行う」とこととした。 具体的には、大学院設置基準第14条の既定に基づき、火曜日～金曜日の午後に授業を実施している。
理学研究科	数学専攻(M)	社会人入学者については、指導教員と相談し研究計画等を作成するが、特に特例を設けるような事例はない。
先端物質科学研究科	量子物質科学専攻(D)	博士課程後期において、企業等からの社会人入学者を積極的に受入れ、教育方法の特例により、指導教員が学生と相談の上、適切な時期と方法で研究指導を行っている。
	分子生命機能科学専攻(D)	
	半導体集積科学専攻(D)	
保健学研究科	保健学専攻(M・D)	教育方法の特例が適用される学生には、夜間等の適切な時間帯に授業及び研究指導を行っている。
工学研究科	機械システム工学専攻(D)	社会人特別選抜による入学生（博士課程前期、後期）については、大学院工学研究科細則の整備を行い、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができるように措置している。 具体的には、指導教員と相談し合意を得た上で特例措置を含んだ履修計画を作成する。このことを当該学生に周知するために、学生募集要項にその旨を記載している。
	複雑システム工学専攻(M・D)	
	情報工学専攻(D)	
	物質化学システム専攻(D)	
	社会環境システム専攻(D)	
生物圏科学研究科	生物資源科学専攻(M・D)	教育方法の特例により、指導教員・副指導教員と学生が相談のうえ、適切な時期と方法により研究指導を行っている。 社会人特別選抜による入学生については、教育上の特別な指導を行うと入試要項に記載して案内している。また、共同セミナーなどをDVDに録画し、貸与できるシステムを構築している。
	生物機能開発学専攻(M・D)	
	環境循環系制御学専攻(M・D)	
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻(M)	共通科目は社会人学生も受講できるように夜間の時間帯に実施している。 また、教育方法の特例適用学生に対しては、夜間等に授業及び指導を行うなどの個別の対応を行っている。
	薬学専攻(M・D)	
	創生医科学専攻(D)	
	展開医科学専攻(D)	
国際協力研究科	開発科学専攻(M・D)	社会人入学者に対して、長期履修制度を導入し、終業後の授業実施や休日に指導を行っている。
	教育文化専攻(M・D)	

(出典：各研究科の自己点検・評価)

参照資料：別添資料5-5-③-1 社会科学研究科マネジメント専攻授業時間割表
別紙様式 大学現況票

【分析結果とその根拠理由】

夜間に授業を実施している研究科・専攻では、学生に配慮した適切な時間割を設定し、適正な指導を実施している。

また、教育方法の特例を実施している研究科・専攻では、学生に配慮した適切な時間を設定し、適正な指導を実施している。

以上により、夜間において授業を実施している課程では、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等を行い、適切な指導を行っている。

観点5-5-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5-6-①: 教育課程の趣旨に沿った研究指導, 学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る指導の体制が整備され, 適切な計画に基づいて行われているか。

【観点に係る状況】

研究指導については, 「学生は, 在学期間中に, 定められた授業科目を履修し, 単位を修得し, 学位論文の作成等に対する指導を受けなければならない。」旨広島大学大学院規則(資料 5-6-①-A)に定めている。

各研究科では, 本規則に沿って, 「履修方法」「指導教員」「研究計画」などを各研究科の細則(資料 5-6-①-B)に定めている。

資料 5-6-①-A 研究指導

(研究指導)	<p>第 27 条 本学大学院の学生(法務研究科の学生を除く。)は, その在学期間中に, それぞれの専攻において定められた授業科目を履修し, 第 43 条第 1 項に規定する単位を修得し, かつ, 学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けなければならない。ただし, 第 16 条第 2 号から第 6 号までの規定により, 大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が, 博士課程後期に入学した場合の授業科目の履修及び単位の修得については, この限りでない。</p> <p>2 各研究科(法務研究科を除く。)は, 教育上有益と認めるときは, あらかじめ他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院等と協議の上, 学生が, 当該他の大学院若しくは研究所等において, 又は休学することなく当該外国の大学院等に留学し, 必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし, 修士課程及び博士課程前期の学生について認める場合は, 当該研究指導を受ける期間は, 1 年を超えないものとする。</p>
参考	<p>(入学資格)</p> <p>第 16 条 博士課程後期に入学することのできる者は, 次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 修士の学位又は専門職学位(法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者 (2) 外国において, 修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し, 修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 (4) 我が国において, 外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し, 修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 (5) 文部科学大臣の指定した者 (6) 本学大学院において, 個別の入学資格審査により, 修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者であって, 24 歳に達したもの(修了要件) <p>第 43 条 修士課程及び博士課程前期の修了の要件は, 大学院に 2 年(2 年以外の標準修業年限を定める研究科, 専攻又は学生の履修上の区分にあつては, 当該標準修業年限)以上在学し, 30 単位以上を修得し, かつ, 必要な研究指導を受けた上, 修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし, 在学期間に関しては, 当該研究科の教授会が優れた業績を上げたと認める者については, 大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p style="text-align: right;">(出典: 広島大学大学院規則)</p>

資料 5-6-①-B 各研究科における研究指導の状況

研究科名	内 容
総合科学研究科	<p>(履修計画)</p> <p>第 8 条 学生は, 主指導教員の指導のもとに各部門又はプロジェクト群の提供するプログラムを選択した上で履修計画を作成し, これを所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。</p> <p>(履修方法)</p> <p>第 9 条 学生は, 主指導教員の指導により, 履修しようとする授業科目を決定し, 当該授業科目担当教員の承認を得て, 毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定による手続をしない者は, 履修を認めない。ただし, 特別の事情があると認められる場合に限り, 当該授業科目担当教員の承認を得て履修を認めることがある。</p> <p>3 学生は, 主指導教員が必要と認めた場合は, 他の研究科の授業科目を当該研究科の定めるところに</p>

研究科名	内 容
	<p>より履修することができる。この場合において、当該履修単位は、広島大学大学院総合科学研究科教授会(以下「教授会」という。)の承認を得て研究科で修得したものとみなすことができる。</p> <p>4 他の研究科の学生は、研究科の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。</p> <p>(指導教員)</p> <p>第10条 教授会は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うために、学生の入学後速やかに学生ごとに主指導教員1人及び副指導教員2人以上の指導教員を定める。ただし、副指導教員のうち1人は、他領域から定めるものとする。</p> <p>2 学生は、指導教員の変更を希望するときは、関係指導教員の承認を得て研究科長に願い出て、その承認を得なければならない。</p> <p>(研究計画概要)</p> <p>第11条 学生は、主指導教員及び副指導教員の指導により所定の期日までに、研究計画概要を研究科長に提出しなければならない。</p>
文学研究科	<p>(履修方法)</p> <p>第6条 学生は、主指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、各学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。</p> <p>2 学生は、他の研究科又は学部の授業科目を履修しようとするときは、主指導教員の指導に基づき、当該他の研究科又は学部の定めるところにより履修するものとする。</p> <p>3 他の研究科の学生は、本研究科の授業科目を履修しようとするときは、第1項に規定する手続を行わなければならない。</p> <p>(指導教員)</p> <p>第7条 広島大学大学院文学研究科教授会(以下「教授会」という。)は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うために、入学後速やかに各学生に主指導教員1人及び副指導教員2人以上を定める。</p> <p>2 学生は、主指導教員又は副指導教員の変更を希望するときは、主指導教員又は副指導教員の承認を得て研究科長に願い出て、その承認を得なければならない。</p> <p>第8条 博士課程前期の学生は、入学後1月以内に、指導教員の指導により研究課題を研究科長に届け出なければならない。</p> <p>第9条 博士課程後期の学生は、入学後2月以内に、指導教員の指導により所定の研究計画書を作成し、教授会の承認を得なければならない。</p>
教育学研究科	<p>(履修方法)</p> <p>第8条 学生は、主任指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。</p> <p>2 指定する期間に所定の手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別の事情があると認められるときに限り、当該授業科目担当教員の承認を得て履修を認めることがある。</p> <p>3 学生は、主任指導教員が必要と認めたときは、研究科長の許可を得て他の研究科又は学部の授業科目を当該他の研究科又は学部の定めるところにより履修することができる。この場合において、当該履修単位は、広島大学大学院教育学研究科教授会(以下「教授会」という。)の承認を得て研究科で修得した選択科目の単位とみなすことができる。ただし、学部で履修した授業科目の単位は、研究科で修得したのものとして認めない。</p> <p>4 他の研究科の学生は、研究科の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。</p> <p>(指導教員)</p> <p>第9条 教授会は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うために、学生の入学後速やかに学生ごとに主任指導教員及び複数の副指導教員を定める。</p> <p>2 学生は、主任指導教員又は副指導教員の変更を希望するときは、関係指導教員の承認を得て研究科長に願い出て、その承認を得なければならない。</p> <p>(研究題目)</p> <p>第10条 学生は、主任指導教員の指導により研究題目を定め、入学後1月以内に研究科長に届け出なければならない。</p> <p>(研究計画)</p> <p>第11条 博士課程後期の学生は、主任指導教員の指導により研究計画を定め、入学後6月以内に主任指導教員に届け出なければならない。</p>
社会科学研究科	<p>(履修方法)</p> <p>第7条 学生は、指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定による履修手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別の事情があると認められる場合に限り、当該授業担当教員の承認を得て履修を認めることがある。</p> <p>3 学生は、指導教員が必要と認めた場合は、研究科長の許可を得て他の研究科の授業科目を当該研究科の定めるところにより履修することができる。この場合において、当該履修単位は、広島大学大学院社会科学研究科教授会(以下「教授会」という。)の承認を得て本研究科で履修したものとみなすことができる。</p>

研究科名	内 容
	<p>4 他の研究科の学生は、本研究科の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。 (指導教員)</p> <p>第8条 教授会は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うために、学生の入学後速やかに学生ごとに指導教員を定める。</p> <p>2 前項の場合において、専攻が必要と認めたときは、指導教員のほかに副指導教員2人を定めることができる。</p> <p>3 学生は、指導教員又は副指導教員の変更を希望するときは、関係教員の承認を得て研究科長に願い出て、その承認を得なければならない。ただし、特別な事情がある場合は、研究科長に直接願い出ることができる。 (研究題目)</p> <p>第9条 学生は、入学後速やかに指導教員の指導により研究題目を研究科長に届け出なければならない。</p>
理学研究科	<p>(履修方法)</p> <p>第5条 学生は、履修しようとする授業科目について、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。</p> <p>2 学生は、他の研究科又は学部の授業科目を履修しようとするときは、当該研究科又は学部の定めるところにより履修するものとする。</p> <p>3 他の研究科の学生は、研究科の授業科目を履修しようとするときは、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。 (指導教員)</p> <p>第6条 広島大学大学院理学研究科教授会(以下「教授会」という。)は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うために、学生の入学後速やかに学生ごとに主指導教員1人及び副指導教員1人以上の指導教員を定める。</p> <p>2 学生は、主指導教員又は副指導教員の変更を希望するときは、あらかじめ専攻長の承認を得て、研究科長に願い出るものとする。 (研究指導届)</p> <p>第7条 学生は、主指導教員及び副指導教員の承認を得て、所定の期日までに研究指導届を研究科長に提出しなければならない。</p>
先端物質科学研究科	<p>(履修方法)</p> <p>第8条 学生は、指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定による手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別な事情があると認められる場合に限り、当該授業科目担当教員の承認を得て履修を認めることがある。</p> <p>3 学生は、指導教員が必要と認めたときは、他の研究科の授業科目を当該研究科の定めるところにより履修することができる。この場合において、当該履修単位は、本研究科で修得したものとみなすことができる。</p> <p>4 他の研究科の学生は、本研究科の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。 (指導教員・副指導教員)</p> <p>第9条 専攻長は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うために、学生の入学後速やかに学生ごとに指導教員及び副指導教員を定める。この場合において、副指導教員は2人以内とし、必要に応じて他の研究科の教員を含むことができる。</p> <p>2 学生は、指導教員又は副指導教員の変更を希望するときは、専攻長に願い出て、その承認を得なければならない。</p> <p>3 専攻長は、学生の指導教員又は副指導教員の変更が望ましいと判断したときは、当該学生の承諾を得て、指導教員又は副指導教員を変更することができる。 (研究指導届)</p> <p>第10条 学生は、指導教員の承認を得て、毎学期の指定する期間に所定の研究指導届を研究科長に提出しなければならない。</p>
保健学研究科	<p>(履修方法)</p> <p>第8条 学生は、主指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定による所定の手続をしない者には、履修を認めない。ただし、特別な事情があると認められる場合に限り、授業科目については当該授業科目担当教員の、研究指導については主指導教員の承認を得て履修を認めることがある。</p> <p>3 学生は、主指導教員が必要と認めた場合は、研究科長の許可を得て他の研究科又は学部の授業科目を当該他の研究科又は学部の定めるところにより履修することができる。この場合において、当該履修単位は、広島大学大学院保健学研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)の承認を得て研究科で履修したものとみなすことができる。</p> <p>4 他の研究科の学生は、研究科の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。</p>

研究科名	内 容
	<p>(指導教員)</p> <p>第9条 研究科長は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うために、第4項に規定する願い出に基づき学生ごとに指導教員を定める。</p> <p>2 博士課程前期の指導教員は、主指導教員1人及び副指導教員1人とする。</p> <p>3 博士課程後期の指導教員は、主指導教員1人及び副指導教員2人とする。この場合において、副指導教員のうち1人は主指導教員と同一講座の教員が担当し、他の1人は他講座の教員が担当する。</p> <p>4 学生は、入学後4週間以内に、指導教員予定者の承認を得て所定の指導教員願を研究科長に提出しなければならない。</p> <p>5 学生は、指導教員の変更を希望するときは、関係指導教員の承認を得て研究科長に願い出て、その承認を得なければならない。</p>
工学研究科	<p>(指導教員)</p> <p>第5条 専攻長は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うために、学生の入学後速やかに各学生ごとに指導教員及び副指導教員を定める。この場合において、副指導教員は原則として2人以内とし、必要に応じて他の研究科の教員又は他の大学院の教員を含むことができる。</p> <p>2 学生は、指導教員又は副指導教員の変更を希望するときは、あらかじめ専攻長の承認を得て研究科長に願い出て、その承認を得なければならない。</p> <p>3 専攻は、学生の指導教員又は副指導教員の変更が望ましいと判断したときは、当該学生の承諾を得て研究科長に提案し、その承認を得なければならない。</p> <p>(研究題目)</p> <p>第6条 学生は、指導教員の指導により入学後1年以内に研究題目を研究科長に届け出なければならない。</p> <p>(履修方法)</p> <p>第10条 学生は、指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定による履修手続を行わない者には、履修を認めない。ただし、特別の事情があると認められる場合に限り、当該授業科目担当教員の承認を得て履修を認めることがある。</p> <p>3 学生は、指導教員が必要と認めたときは、研究科長の許可を得て他の研究科又は学部の授業科目を当該他の研究科又は学部の定めるところにより履修することができる。この場合において、当該履修単位は、広島大学大学院工学研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)の承認を得て研究科で修得したものとみなすことができる。ただし、学部で履修した授業科目の単位は、研究科で修得したものとみなすことはできない。</p> <p>4 他の研究科の学生は、研究科の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。</p>
生物圏科学研究科	<p>(履修方法)</p> <p>第6条 学生は、主指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定による手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別の事情があると認められる場合に限り、当該授業科目担当教員の承認を得て履修を認めることがある。</p> <p>3 学生は、主指導教員が必要と認めた場合は、研究科長の許可を得て他の研究科の授業科目を当該研究科の定めるところにより履修することができる。この場合において、当該履修単位は、広島大学大学院生物圏科学研究科教授会(以下「教授会」という。)の承認を得て研究科で修得したものとみなすことができる。</p> <p>4 他の研究科の学生は、研究科の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。</p> <p>(指導教員)</p> <p>第7条 教授会は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うために、学生の入学後速やかに学生ごとに主指導教員を含む3人以上の指導教員を定める。</p> <p>2 学生は、指導教員の変更を希望するときは、関係指導教員の承認を得て研究科長に願い出て、その承認を得なければならない。</p> <p>(研究題目)</p> <p>第8条 学生は、主指導教員の指導により、入学後速やかに研究題目を研究科長に届け出なければならない。</p>
医歯薬学総合研究科	<p>(履修方法)</p> <p>第8条 学生は、主指導教員の指導により、履修しようとする授業科目について、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定による所定の手続をしない者には、履修を認めない。ただし、特別の事情があると認められる場合に限り、主指導教員及び当該授業科目担当教員の承認を得て履修を認めることがある。</p> <p>3 学生は、他の研究科又は学部の授業科目を履修しようとするときは、当該研究科又は学部の定めるところにより履修するものとする。</p> <p>4 他の研究科の学生は、研究科の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。</p>

研究科名	内 容
	<p>(指導教員)</p> <p>第9条 研究科長は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うために、第4項に規定する願い出に基づき学生ごとに指導教員を定める。</p> <p>2 修士課程及び博士課程前期の指導教員は、主指導教員1人及び副指導教員1人とする。</p> <p>3 博士課程後期及び博士課程の指導教員は、主指導教員1人及び副指導教員2人とする。この場合において、副指導教員のうち1人は主指導教員と同一専攻の教員が担当し、他の1人は同一専攻の他講座又は他専攻の教員が担当するものとする。</p> <p>4 学生は、入学後1週間以内に、指導教員予定者の承認を得て所定の指導教員願を研究科長に提出しなければならない。</p> <p>5 学生は、指導教員の変更を希望するときは、関係指導教員の承認を得て所定の指導教員変更願を研究科長に提出し、その承認を得なければならない。</p>
国際協力研究科	<p>(履修方法)</p> <p>第7条 学生は、主任指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、当該授業科目の担当教員の承認を得て、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定による所定の手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別な事情があると認められる場合に限り、当該授業科目担当教員の承認を得て履修を認めることがある。</p> <p>3 学生は、主任指導教員が必要と認めるときは、研究科長の許可を得て他の研究科の授業科目を当該研究科の定めるところにより履修することができる。この場合において、当該授業科目の履修単位は、教授会の承認を得て研究科で履修したものとみなすことができる。</p> <p>4 他の研究科の学生は、研究科の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。</p> <p>(指導教員)</p> <p>第8条 教授会は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うために、入学後速やかに学生ごとに指導教員を定める。</p> <p>2 指導教員は、主任指導教員1人及び副指導教員2人とし、必要に応じて、副指導教員に他の研究科の教員を加えることができる。</p> <p>3 学生は、主任指導教員又は副指導教員の変更を希望するときは、関係指導教員の承認を得て研究科長に願い出、教授会の承認を得なければならない。ただし、特別な事情がある場合は、研究科長に直接願い出ることができる。</p> <p>(研究題目)</p> <p>第9条 学生は、入学後速やかに主任指導教員の指導により研究題目を研究科長に届け出なければならない。</p> <p>(教育方法の特例)</p> <p>第10条 研究科の課程においては、教授会が教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</p>

(出典：各研究科の細則)

参照資料 : 別添資料Ⅱ-5 広島大学大学院規則
*別添資料Ⅱ-7-1～11 各研究科の細則

* 別添資料Ⅱ-7-1～11については、広島大学公式ウェブサイト「広島大学規則集」を参照してください。
(<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/aggregate/catalog/index.htm>)

【分析結果とその根拠理由】

研究指導は、広島大学大学院規則に明確に定め、「履修方法」「指導教員」「研究計画」などを各研究科の細則に明確に定めており、教育課程の趣旨に沿って適切に運用している。

以上により、教育課程の趣旨に沿った研究指導を行っている。

観点5-6-②： 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

【観点に係る状況】

各研究科の研究指導及び学位論文に係る指導の実施状況は、資料5-6-②-Aに示すとおりである。多くの研究科において複数指導体制を採用し、同一研究室内の教員や隣接する分野の教員などにより、多面的な見方からのチーム的指導も行っている（前掲資料5-6-①-B）。さらに、多様な分野の教員からの指導や助言を確保するた

めに、研究会やセミナー等の機会を活用している。

学生の研究テーマ決定に関する指導の各研究科の取組状況は、資料5-6-②-Bに示すとおりである。

学生の教育研究能力の向上を図るために、TA や RA の制度を活用している (TA の配置状況は前掲資料3-4-①-D, RA の配置状況は資料5-6-②-C)。

資料5-6-②-A 各研究科における教員指導体制の取組状況

研究科名	内 容
総合科学研究科	<p>主指導教員に加えて、副指導教員2名以上という形の複数指導教員体制を導入し、博士課程前期・後期それぞれについて履修・研究指導及び学位審査行程表・修士論文審査日程を作成し、この計画に基づいて、研究指導を行っている。この行程表にそって、研究の進捗状況を報告(中間発表会)させ、年限内修了に向けての適切な研究指導を行っている。これらの適切な遂行について、教務委員会及び21世紀プロジェクト委員会が立案・実施・点検・評価を行っている。</p>
文学研究科	<p>入学後速やかに各学生に指導教員3名以上を定め、指導教員の指導により、前期の学生は入学後1ヶ月以内に研究課題を研究科長に届ける。 後期の学生は入進学後2ヶ月以内に研究計画書を作成し、教授会の承認を得る。</p>
教育学研究科	<p>研究テーマは、学生と指導教員との相談で決められることが多い。 複数の指導教員体制によって適切な指導を行うとともに、研究テーマの変化や進展によっては、より適切な指導教員の追加・変更も適宜実施している。 平成14年度に大学院学生を対象に実施した調査において、「現在の研究テーマに満足しているか」とうかを聞いたところ、前期課程の7割以上、後期課程の9割以上が「満足である」と回答している。 また、大学院学生をTA・RAとして採用することにより、研究者・教育者としての訓練を行うとともに、経済的な支援も行っている。 さらに、後期課程学生に対しては、研究科長裁量経費により、旅費や英文校閲費の補助などの研究支援も行っている。</p>
社会科学研究科	<p>法政システム専攻では、入学後速やかに指導教員を定め、博士課程前期の学生には1年次に「研究題目届」を提出させ、それに沿って指導している。博士課程後期の学生には、1年次に「研究題目届」及び「研究計画書」を提出させ、2年次には公開の場で「博士論文中間発表」を課した上で、「論文概要」を提出させ、指導している。 社会経済システム専攻では、博士論文の質の向上を目的として、従来から行っていた博士課程2年次生での「論文概要」の提出に加えて、博士課程2年次生に公開セミナー形式での「博士論文研究中間報告」を課している。また、院生に国内、国外での学会報告を推奨しており、実際、多くの実績がある。 マネジメント専攻では、各院生に対して、主指導教員に加えて2人の副指導教員を設け、副指導教員に対する報告を義務づけるなど、学生に対するきめ細かな指導を行っている。また、博士課程前期2年次に修士論文中間報告会を公開で、博士課程後期2年次に博士論文中間報告会を開催するとともに、博士課程後期院生には、国内、国外での学会報告と学会誌等への査読論文投稿を義務づけ、論文の質向上に努めている。</p>
理学研究科	<p>平成18年度から、主となる指導教員に加え1名以上の副指導教員を定めることとしている。 研究テーマは、主指導教員及び副指導教員との綿密な打合せの下で決定されている。その後は、論文完成まできめ細かい個別指導がなされている。 学位論文の指導は、指導教員のほか、専攻毎に行われる全教員出席の研究セミナー等を通じてチェックと支援が行われている。</p>
先端物質科学研究科	<p>研究科細則に基づき、指導教員及び副指導教員が学生の研究指導及び学位論文の指導にあたっている。 また、教育的訓練・経済的援助のため、TA、RAを積極的に採用しているほか、学生の国内外での学会発表、海外短期留学等に対して、旅費等を援助する制度を設け、学生の研究活動の促進を図っている。</p>
保健学研究科	<p>研究指導グループは、研究計画に対する審査・助言、研究進捗状況の確認・助言、論文作成についての助言等を行っている。</p>
工学研究科	<p>平成18年度入学生より複数教員による指導体制をとっている。 主たる指導教員に加えて副指導教員を原則2名以内とし、少なくとも1名は主たる指導教員の所属する教育科目以外からとし、より幅広い分野からの研究指導を行うことができるようにしている。 積極的に大学院学生をTA、RAとして採用し、学生の経済的支援と研究能力の育成にも努めている。</p>
生物圏科学研究科	<p>教育記録システムを構築して、副指導教員が適切に機能しているかどうかをチェックするシステムの導入を検討中である。</p>
医歯薬学総合研究科	<p>研究指導グループは、研究計画に対する助言、研究進捗状況の確認・助言、論文作成についての助言等を行っている。</p>
国際協力研究科	<p>4人以上の受講者がある講義にはTAを配置し、またRAや特任助教を雇用して研究指導補助を行っている。また、指導に当たっては、複数指導教員制度を採用し、学際的かつ広角的な研究指導を行っている。博士後期学生については、研究科外から論文審査委員を選任することにより水準を維持している。</p>

(出典：各研究科の自己点検・評価)

資料5-6-②-B 各研究科における研究テーマ決定のプロセス

研究科名	内 容
総合科学研究科	博士課程前期の学生は、入学後指導教員の指導のもとに履修計画を提出し、その後研究計画概要を作成・提出する。中間発表会を経て、研究計画概要を修正し論文テーマを決定する。 博士課程後期の学生は、指導教員の指導のもとに研究計画を立て、中間発表会を経て1年次後半に研究計画概要を作成・提出する。また、2年次においても中間発表会を行い、博士論文概要を提出して論文テーマを決定する。
文学研究科	指導教員の指導により、前期の学生は入学後1ヶ月以内に研究課題を研究科長に届ける。 後期の学生は入進学後2ヶ月以内に研究計画書を作成し、教授会の承認を得る。
教育学研究科	研究テーマは、学生と指導教員との相談で決められることが多い。 主任指導教員の指導により「研究題目」を定め、入学後1ヶ月以内に研究科長へ届ける。
社会科学研究科	法政システム専攻、社会経済システム専攻では、博士課程前期は指導教員の指導により、入学後速やかに「研究題目届」を提出させ、教授会で承認を得る。博士課程後期は指導教員の指導により、入学後速やかに「研究題目届」を、入学後2ヶ月以内に「研究計画書」をそれぞれ提出させ、教授会で承認を得る。 マネジメント専攻では、博士課程前期及び博士課程後期は入学後1ヶ月以内に主・副指導教員が確認を行った「研究題目届」を提出させ、専攻教員会です承し、教授会で承認を行っている。さらに、博士課程後期学生は「研究計画書」を1年次5月末に提出させ教授会の承認を得ている。
理学研究科	入学後、約3週間以内に主指導教員及び副指導教員を決定し、その指導教員との綿密な打合せの基で決定されている。
先端物質科学研究科	博士課程前期・後期とも学生は、毎学期はじめに「履修届・研究指導届」に研究テーマ、研究計画等を記入し、指導教員と相談の上、決定および見直しを行っている。
保健学研究科	学生自身が、1年次後期に研究計画を立案し、博士課程前期の学生は2年次後期に、博士課程後期の学生は3年次前期に論文作成を開始する。研究テーマは、研究指導グループ（研究指導教員及び副指導教員等）と相談して決定している。
工学研究科	学生は指導教員の指導により入学後1年以内に研究テーマを決定している。 研究テーマ決定に際しては、各学年開始時に指導教員の指導・助言を受けた上で、研究の背景、研究目的と研究計画及び単位取得予定科目を記載した研究計画書を提出させ、綿密な指導を行っている。
生物圏科学研究科	入学後ただちに、主指導教員と複数の副指導教員を交え、バックグラウンドを考慮して、必要な補充すべき教育科目、補充すべき専門分野、補充すべき技術分野、研究テーマを決定する。
医歯薬学総合研究科	学生本人が、1年次後期までに、研究指導グループの助言を受けながら、研究計画の立案を行っている。
国際協力研究科	入学時の希望テーマを基に、入学後に指導教員及び副指導教員と約1セメスター間やりとりし、仮テーマを設定し、中間発表後に正式テーマを決定している。

(出典：各研究科の自己点検・評価)

資料5-6-②-C RAの配置状況（平成20年度実績）

研究科等名	RAの配置状況(人) 採用時間数		研究科等名	RAの配置状況(人) 採用時間数	
総合科学研究科	9	1,634	医歯薬学総合研究科	43	10,838
文学研究科	11	1,603	国際協力研究科	16	3,322
教育学研究科	9	1,400	原爆放射線医科学研究所	16	4,489
社会科学研究科	6	1,354	放射光科学研究センター	2	388
理学研究科	48	12,460	自然科学研究支援開発センター	1	995
先端物質科学研究科	22	4,007	産学連携センター	2	360
保健学研究科	6	2,467	先進機能物質研究センター	5	1,290
工学研究科	57	18,300	ナノデバイス・バイオ融合科学研究所	11	8,157
生物圏科学研究科	17	2,452	計	281	75,516

(出典：大学での集計)

参照資料：別添資料5-6-②-1 リサーチ・アシスタントの任免等の取扱要項

【分析結果とその根拠理由】

各研究科において研究指導・学位論文に係る指導を複数指導教員との密接な連携のもとに行うとともに、それぞれの特性に沿った多様な工夫を行っている。

多くの研究科において複数指導体制を採用し、また、多面的な指導の機会確保を図っている。学生の研究テ

マ決定に関する指導については、多くの研究科において複数の審査委員による予備審査を経て論文提出の可否を決定する制度を有し、実質的な論文指導と助言を与えるとともに、指導教員の研究分野との関連を考慮しつつ学生の自主性を尊重して行っている。

また、TA や RA の制度を、学生の教育研究能力の向上を図るために活用している。

以上により、研究指導・学位論文に係る指導体制を整備し、機能している。

観点 5-7-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

各研究科の成績評価基準及び修了認定基準は、それぞれの教育目的に沿って、広島大学大学院規則（資料5-7-①-A）及び各研究科の細則（資料5-7-①-B）に定めている。

これらの成績評価基準や修了認定基準は、学生便覧や新入生ガイダンスにおいて学生に周知している。

これらの基準に従って、成績評価、単位認定を行うとともに、各研究科の教授会において修了認定を実施している。

資料5-7-①-A 単位の授与、成績評価、修了要件、学位の授与、学位論文、最終試験

(単位の授与)

第29条 単位の授与については、通則第19条の4の規定を準用する。この場合において、「及び出席状況」とあるのは、「又は研究報告」と読み替えるものとする。

参考：通則第19条の4

(単位の授与)

第19条の4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、各学部定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第30条 授業科目の成績の評価は、優、良、可及び不可の4段階とし、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(修了要件)

第43条 修士課程及び博士課程前期の修了の要件は、大学院に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会が優れた業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該研究科の教授会がその修士課程及び博士課程前期の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第44条 博士課程の修了の要件は、大学院に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。医歯薬学総合研究科の創生医科学専攻及び展開医科学専攻においては4年)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年(医歯薬学総合研究科の創生医科学専攻及び展開医科学専攻以外の博士課程の学生で修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、大学院に修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年(修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第16条第2号から第6号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、当該研究科に定めがあるときはその単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会が優れた研究業績を上

<p>げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。 (学位の授与)</p> <p>第46条 本学大学院を修了した者に、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。</p> <p>2 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。</p> <p>3 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。 (学位論文、最終試験)</p> <p>第47条 第43条及び第44条の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。</p> <p>第48条 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科の教授会において審査決定する。</p> <p>2 審査決定の方法は、各研究科が定める。</p>

(出典：広島大学大学院規則)

資料5-7-①-B 各研究科における修了要件等

研究科名	内 容
総合科学研究科	<p>(博士課程前期の修了要件)</p> <p>第16条 博士課程前期の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表に定める授業科目を履修の上30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、教授会がその目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。 (博士課程後期の修了要件)</p> <p>第17条 博士課程後期の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別表に定める授業科目を履修の上8単位修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者)にあっては、当該在学期間を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。 (学位論文の提出)</p> <p>第18条 博士課程前期の学生は、別に定める期日までに、主指導教員及び副指導教員の承認を得た上で、修士論文を研究科長に提出しなければならない。</p> <p>第19条 博士課程後期の学生は、別に定める期日までに、主指導教員及び副指導教員の承認を得た上で、博士論文を研究科長に提出しなければならない。 (学位論文の審査)</p> <p>第20条 学位論文の審査については、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号)及び広島大学学位規則総合科学研究科内規(平成18年4月1日研究科長決裁)の定めるところによる。 (最終試験)</p> <p>第21条 博士課程前期及び博士課程後期の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について行う。</p> <p>2 最終試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。</p>
文学研究科	<p>(博士課程前期の修了要件)</p> <p>第14条 博士課程前期の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表に定める授業科目を履修の上30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を作成し、又は特定の課題についての研究(以下「特定課題研究」という。)の成果を上げて、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。 (博士課程後期の修了要件)</p> <p>第15条 博士課程後期の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別表に定める授業科目を履修の上6単位修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間及び履修単位に関しては、教授会が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了したもの)にあっては、当該在学期間を含めて3年以上在学し、所定の単位を2単位以上修得すれば足りるものとする。 (修士論文及び特定課題研究の成果の審査)</p> <p>第16条 博士課程前期の学生は、別に定めるところにより、指導教員の承認を得て修士論文題目届及び修士論文又は特定課題研究題目届及び特定課題研究の成果を研究科長に提出しなければならない。</p> <p>第17条 教授会は、修士論文又は特定課題研究の成果を審査するため、審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。</p> <p>2 審査委員会は、当該学生の指導教員をもって組織し、1人を主査とする。</p> <p>3 前項の場合において、教授会が必要と認めるときは、審査委員会に本研究科の教員を加えることができる。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、修士論文及び特定課題研究の成果の審査に関し必要な事項は、別に定める。 (博士論文の審査)</p>

研究科名	内 容
	<p>第18条 博士論文の審査については、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号)及び広島大学学位規則文学研究科内規(平成16年4月1日研究科長決裁)の定めるところによる。 (最終試験)</p> <p>第19条 博士課程前期及び博士課程後期の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文又は特定課題研究の成果を提出した者について行う。</p> <p>2 最終試験は、原則として口述試験により行う。</p> <p>3 最終試験の実施日時及び方法は、教授会の議を経て発表する。</p>
教育学研究科	<p>(授業科目の成績)</p> <p>第14条 授業科目の成績は、試験又は研究報告により認定する。</p> <p>2 研究報告は、当該授業科目に関する事項に限るものとする。 (博士課程前期の修了要件)</p> <p>第17条 博士課程前期の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、別表第1に定める授業科目を履修の上30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。 (博士課程後期の修了要件)</p> <p>第18条 博士課程後期の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、別表第2に定める授業科目を履修の上10単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間及び履修単位に関しては、教授会が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学し、所定の単位を4単位以上(2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者)にあっては、当該在学期間を含めて3年以上在学し、所定の単位を4単位以上)修得すれば足りるものとする。 (学位論文の提出)</p> <p>第19条 博士課程前期の学生は、別に定める期日までに、主任指導教員及び副指導教員の承認を得て修士論文題目届(課題研究題目届)及び修士論文(課題研究報告書)を研究科長に提出しなければならない。</p> <p>第20条 博士課程後期の学生は、別に定める期日までに、主任指導教員及び副指導教員の承認を得て博士論文を研究科長に提出しなければならない。 (学位論文の審査)</p> <p>第21条 学位論文の審査については、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号)及び広島大学学位規則教育学研究科内規(平成16年4月1日研究科長決裁)の定めるところによる。 (最終試験)</p> <p>第22条 博士課程前期及び博士課程後期の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について、その学位論文を中心に筆記又は口頭により行う。</p> <p>2 最終試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。</p> <p>3 最終試験の評価は、合格又は不合格をもって示す。</p>
社会科学研究科	<p>(博士課程前期の修了要件)</p> <p>第14条 博士課程前期の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表に定める授業科目を履修の上30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、教授会がその目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。 (博士課程後期の修了要件)</p> <p>第15条 博士課程後期の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別表に定める授業科目を履修の上所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者)にあっては、当該在学期間を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。 (学位論文の提出)</p> <p>第16条 博士課程前期の学生は、所定の期日までに、指導教員の承認を得て修士論文題目届及び修士論文を研究科長に提出しなければならない。</p> <p>第17条 博士課程後期の学生は、所定の期日までに、指導教員の承認を得て博士論文を研究科長に提出しなければならない。 (学位論文の審査)</p> <p>第18条 学位論文の審査については、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号)及び広島大学学位規則社会科学研究科内規(平成16年4月1日研究科長決裁)の定めるところによる。 (最終試験)</p> <p>第19条 博士課程前期及び博士課程後期の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を</p>

研究科名	内 容
	<p>受けた上、所定の学位論文を提出した者について行う。</p> <p>2 最終試験は、各専攻で行う。</p> <p>3 最終試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。</p>
理学研究科	<p>(博士課程前期の修了要件)</p> <p>第11条 博士課程前期の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表第2に定める授業科目を履修の上30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 前項ただし書の規定により当該課程に1年以上在学すれば足りるとされた者については、その業績を特別研究の8単位のうち2単位又は4単位に換算することがある。</p> <p>(博士課程後期の修了要件)</p> <p>第12条 博士課程後期の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上(地球惑星システム学専攻にあっては、別表第2に定める授業科目を履修の上18単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上)、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者)にあっては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 前項ただし書の場合において、地球惑星システム学専攻における地球惑星システム学特別研究の要件単位については、当該課程の在学期間に応じた単位を修得すれば足りるものとする。</p> <p>(修士の学位論文)</p> <p>第13条 修士論文の提出に当たっては、所定の期日までに、あらかじめ指導教員の承認を得て、論文題目届及び論文を研究科長に提出しなければならない。</p> <p>(博士の学位の授与)</p> <p>第14条 博士の学位の授与については、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号)及び広島大学学位規則理学研究科内規(平成16年4月1日研究科長決裁)の定めるところによる。</p> <p>(最終試験)</p> <p>第15条 最終試験は、専攻ごとに行う。</p> <p>2 試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。</p>
先端物質科学研究科	<p>(博士課程前期の修了要件)</p> <p>第15条 博士課程前期の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表に定める授業科目を履修の上30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(博士課程後期の修了要件)</p> <p>第16条 博士課程後期の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別表に定める授業科目を履修の上10単位修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者)にあっては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(学位論文の提出)</p> <p>第17条 博士課程前期の学生は、別に定める期日までに、指導教員の承認を得て修士論文題目届及び修士論文を研究科長に提出しなければならない。</p> <p>第18条 博士課程後期の学生は、別に定める期日までに、指導教員の承認を得て博士論文を研究科長に提出しなければならない。</p> <p>(学位論文の審査)</p> <p>第19条 学位論文の審査については、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号)及び広島大学学位規則先端物質科学研究科内規(平成16年4月1日研究科長決裁)の定めるところによる。</p> <p>(最終試験)</p> <p>第20条 博士課程前期及び博士課程後期の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について行う。</p> <p>2 最終試験は、各専攻で行う。</p> <p>3 最終試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。</p>
保健学研究科	<p>(博士課程前期の修了要件)</p> <p>第14条 博士課程前期の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表第1の定めるところに従って30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、研究科教授会が適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。</p> <p>(博士課程後期の修了要件)</p> <p>第15条 博士課程後期の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別表第2の定めるところに従って</p>

研究科名	内 容
	<p>12 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者)にあっては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(学位論文の提出)</p> <p>第16条 博士課程前期の学生は、所定の期日までに、主指導教員の承認を得て論文題目届及び修士論文を研究科長に提出しなければならない。</p> <p>第17条 博士課程後期の学生は、所定の期日までに、主指導教員の承認を得て博士論文を研究科長に提出しなければならない。</p> <p>(学位の審査)</p> <p>第18条 修士及び博士の学位の授与については、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号)及び広島大学学位規則保健学研究科内規(平成16年6月24日研究科長決裁)の定めるところによる。</p> <p>(最終試験)</p> <p>第19条 博士課程前期及び博士課程後期の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について行う。</p> <p>2 最終試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。</p>
工学研究科	<p>(博士課程前期の修了要件)</p> <p>第13条 博士課程前期の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表に定める授業科目を履修の上34単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 前項ただし書に該当する者の修得を必要とする単位には、別表に定める講義Ⅱ及びセミナーⅡの単位を含まないものとする。</p> <p>(博士課程後期の修了要件)</p> <p>第14条 博士課程後期の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別表に定める授業科目を履修の上6単位修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間及び修得単位に関しては、研究科教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学し、所定の単位を2単位以上(2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者)にあっては、当該在学期間を含めて3年以上在学し、所定の単位を4単位以上)修得すれば足りるものとする。</p> <p>(学位論文の提出)</p> <p>第15条 博士課程前期の学生は、別に定める期日までに、指導教員の承認を得て修士論文題目届及び修士論文を研究科長に提出しなければならない。</p> <p>第16条 博士課程後期の学生は、別に定める期日までに、指導教員の承認を得て博士論文を研究科長に提出しなければならない。</p> <p>(学位論文の審査)</p> <p>第17条 学位論文の審査については、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号)及び広島大学学位規則工学研究科内規(平成16年4月1日研究科長決裁)の定めるところによる。</p> <p>(最終試験)</p> <p>第18条 博士課程前期及び博士課程後期の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について行う。</p> <p>2 最終試験は、各コースごとに行う。</p> <p>3 最終試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。</p>
生物圏科学研究科	<p>(博士課程前期の修了要件)</p> <p>第13条 博士課程前期の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表に定める授業科目を履修の上30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(博士課程後期の修了要件)</p> <p>第14条 博士課程後期の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別表に定める授業科目を履修の上8単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者)にあっては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(学位論文の提出)</p> <p>第15条 博士課程前期の学生は、別に定める期日までに、指導教員の承認を得て修士論文題目届及び修士論文を研究科長に提出しなければならない。</p> <p>第16条 博士課程後期の学生は、別に定める期日までに、指導教員の承認を得て博士論文を研究科長に提出しなければならない。</p> <p>(学位論文の審査)</p> <p>第17条 学位論文の審査については、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号)及び広島大学</p>

研究科名	内 容
	<p>学位規則生物圏科学研究科内規(平成16年4月1日研究科長決裁)の定めるところによる。 (最終試験)</p> <p>第18条 博士課程前期及び博士課程後期の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について行う。</p> <p>2 最終試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。</p>
医歯薬学総合研究科	<p>(修士課程の修了要件)</p> <p>第13条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表第1の定めるところに従って30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(博士課程前期の修了要件)</p> <p>第14条 博士課程前期の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表第2の定めるところに従って30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(博士課程後期の修了要件)</p> <p>第15条 博士課程後期の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別表第3の定めるところに従って12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(博士課程の修了要件)</p> <p>第16条 博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、別表第4及び別表第5の定めるところに従って30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(学位の授与)</p> <p>第17条 修士及び博士の学位の授与については、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号)及び広島大学学位規則医歯薬学総合研究科内規(平成16年6月24日研究科長決裁)の定めるところによる。</p> <p>(最終試験)</p> <p>第18条 修士課程、博士課程前期、博士課程後期及び博士課程の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について行う。</p> <p>2 最終試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。</p>
国際協力研究科	<p>(博士課程前期の修了要件)</p> <p>第14条 博士課程前期の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表の定めるところに従って30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、教授会が適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。</p> <p>(博士課程後期の修了要件)</p> <p>第15条 博士課程後期の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別表の定めるところに従って8単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(学位論文の提出)</p> <p>第16条 博士課程前期の学生は、別に定める期日までに、主任指導教員の承認を得て修士論文題目届及び修士論文を研究科長に提出しなければならない。</p> <p>第17条 博士課程後期の学生は、別に定める期日までに、主任指導教員の承認を得て博士論文を研究科長に提出しなければならない。</p> <p>(学位論文の審査)</p> <p>第18条 学位論文の審査については、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号)及び広島大学学位規則国際協力研究科内規(平成16年4月1日研究科長決裁)の定めるところによる。</p> <p>(最終試験)</p> <p>第19条 博士課程前期及び博士課程後期の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について行う。</p> <p>2 最終試験は、コースごとに行う。</p> <p>3 最終試験の期日及び試験方法は、あらかじめ発表する。</p>

(出典：各研究科細則)

参照資料 : 別添資料 5-7-①-1 研究科における新入生ガイダンス配布物一覧 (平成 21 年度)
 別添資料 II-5 広島大学大学院規則
 *別添資料 II-7-1~11 各研究科の細則
 別添資料 学生便覧

* 別添資料 II-7-1~11 については、広島大学公式ウェブサイト「広島大学規則集」を参照してください。
 (<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/aggregate/catalog/index.htm>)

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準や修了認定基準は、規則として明確に定めており、学生便覧や新入生ガイダンスにより学生に周知している。これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定を実施している。

以上により、成績評価基準や修了認定基準を組織として策定し、学生に周知しているとともに、これらに従って、成績評価、単位認定、修了認定を適切に実施している。

観点 5-7-②： 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

学位論文に係る評価基準は各研究科において定め (別添資料 5-7-②-1)、学位論文に係る適切な審査を確保するために、広島大学学位規則に審査の手續や体制を定め (資料 5-7-②-A)、学生便覧等により学生に周知している。学位論文の審査は、研究科教授会において任命した審査委員からなる審査委員会による審査と、研究科教授会による最終的な承認という手順で審査を行っている。また、各研究科においても審査の手續や体制について内規 (別添資料 5-7-②-2~12) を設け、その状況は資料 5-7-②-B に示すとおりである。

資料 5-7-②-A 学位論文審査手續、体制

(学位授与の要件)

第 2 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3 前 2 項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

(審査委員会・試問委員会)

第 5 条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員 3 人以上からなる審査委員会を設ける。

2 教授会は、第 2 条第 3 項に定める試問を行うため、試問委員 3 人以上からなる試問委員会を設ける。

3 教授会において必要と認めるときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

第 6 条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。

3 前項の試問については、外国語は 2 種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めるときは、1 種類のみとすることができる。

4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは、第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。

(審査期間)

第 7 条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから 1 年以内に終了するものとする。ただし、特別な事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を 1 年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第 8 条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

<p>2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。 (教授会の審議決定)</p> <p>第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。</p> <p>2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。</p> <p>3 教授会において必要と認めたとときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。 (教授会の報告)</p> <p>第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。</p> <p>2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。</p>

(出典：広島大学学位規則)

資料5-7-②-B 研究科ごとの論文審査状況

研究科名	内 容
総合科学研究科	広島大学学位規則に加えて、「総合科学研究科内規」及び「履修・研究指導及び学位審査行程表」を定めて、適切な審査体制と審査基準を明示し、学生便覧で公開している。予備審査委員会、審査委員会を適切に編成し、論文審査会(公開)を実施している。
文学研究科	広島大学学位規則に加え、文学研究科内規を定めて適切な体制を整備している。
教育学研究科	学位論文に関わる審査体制は、広島大学学位規則教育学研究科内規に定めており、学生便覧等で公表している。 また、博士課程の学生が標準年限で修了するためのタイムスケジュールを、「博士課程後期の研究スケジュール(指針)」として便覧に示し、研究の進行を促している。学位論文が提出される以前に、その内容を公開の審査会で検討することを義務づけ、さらに論文提出後に1週間の閲覧期間を設けることによって、審査の透明性、公開性を確保している。
社会科学研究科	法政システム専攻では、「修士論文審査並びに最終試験実施要項」並びに「広島大学学位規則社会科学研究科内規」に従い、それぞれ3名以上の関係教員による審査と、教員会での報告・審査の確認を踏まえて、厳正かつ適切に行われている。教授会で最終審査を行う。 社会経済システム専攻では、学位審査については、それを「広島大学学位規則社会科学研究科内規」に定めて、そのとおり実施している。修士論文が租税資料館奨励賞を受賞し、あるいは博士後期修了者が大学機関への堅実な就職数を実現していること考慮すると適切な審査体制が整備されていると判断される。 マネジメント専攻では、「広島大学学位規則社会科学研究科内規」に準じて課程修了プロセスを策定し、審査基準を明示しており、適切に実施している。
理学研究科	修士論文、博士論文ともに提出・審査の手続き等を学生便覧に記載し、学生に周知している。 修士論文については、専攻内で発表会を行い評価する。 博士論文は、専攻内の予備審査を経て、学位申請を行う。論文受理後は、公聴会が実施され、論文審査、最終試験が行われる。審査委員会は、原則として教授を主査とし、外2名以上の教授を副査として構成する。必要に応じて准教授、学外の研究者を加えることができ、適切な審査体制が整備されている。
先端物質科学研究科	学位論文の申請から学位授与までの具体的な流れ、申請様式、審査の方法・体制等を、学位規則、研究科内規に基づき、学生便覧や手引きに記載して、学生に周知している。 作成された学位論文を基に、関連分野の教員・学生の前で、発表会・公聴会が実施され、論文審査及び最終試験が行われている。 審査は、審査委員会において厳密に行われている。博士論文については、必要に応じて外部から審査委員を招いて審査を行っている。
保健学研究科	保健学研究科における評価基準を作成し、ホームページで学生に周知している。
工学研究科	学位論文の審査については、規則にしたがって厳正に行われている。とくに博士の学位に関しては、予備審査委員会による予備審査、研究科代議員会による受理審査、審査(試験・試問)委員会による本審査ならびに試験又は試問、研究科教授会による授与審査を経て学位授与が行われる体制が整っている。学生便覧に学位授与要件及び申請・審査の概要を記載して学生に周知している。また、学位申請基準を各専攻で定めることによって学位取得基準の明確化を図っている。
生物圏科学研究科	予備検討委員会、審査委員会等の構成および評価基準を明示し、あわせて検討内容にもとづく作成指導等を充実させている。指導教員は助言指導票に助言内容を記入して学生に渡している。
医歯薬学総合研究科	学位論文の評価について研究科で基準を作成し、学生便覧で周知を行っている。また、論文審査委員会についても研究科で基準を定め適切な審査体制で論文審査を行っている。
国際協力研究科	博士論文の提出要件を学生便覧に明記し学生に周知している。また、最終審査には外部(他大学または他研究科)の審査委員を含め、審査の客観性を維持するようにしている。

(出典：各研究科の自己点検・評価)

参照資料	： *別添資料5-4-①-1	広島大学学位規則
	別添資料5-7-②-1	学位論文の評価基準
	*別添資料5-7-②-2～12	各研究科の学位規則内規
	別添資料	学生便覧

* 別添資料5-4-①-1, 5-7-②-2～12については, 広島大学公式ウェブサイト「広島大学規則集」を参照してください。(http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/aggregate/catalog/index.htm)

【分析結果とその根拠理由】

学位論文に係る評価基準及び学位論文の審査に関する規則を全学及び各研究科において整備し, かつ学生にも周知しており, これに従って適切な審査体制が機能しており, 審査の適切性を確保している。

以上により, 学位論文に係る評価基準を組織として策定し, 学生に周知し, 適切な審査体制を整備し, 機能している。

観点5-7-③: 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

大学院課程における成績評価等の正確性を担保するために, シラバスに成績評価の基準を明確に示すとともに, 各研究科において学生からの成績評価に関する申立てに対応する仕組みを整えている。授業科目担当教員が直接対応する研究科が多いが, 「相談室」を設けて対応している研究科や答案用紙を保管している研究科もある。各研究科の取組は, 資料5-7-③-Aに示すとおりである。

資料5-7-③-A 各研究科における成績評価等の正確性担保に関する取組状況

研究科名	内 容
総合科学研究科	ほとんどの授業で, レポートや課題・試験などの成績評価基準を公開しており, また, 複数教員によるオムニバス形式の授業では, 担当する複数の教員が成績評価について連絡を取り, 適正な成績評価を行っている。 これまで, 成績評価に関する異議申立てはないが, 異議がある場合は, 担当教員と連絡を取り, 教務委員会で対応するようにしている。
文学研究科	異議申立て等はほとんどない。 成績のみならず, 進路, 人間関係等さまざまな悩み等相談にのってもらう就学相談室を設けている。相談員2人(2日/週, 午後から)。
教育学研究科	成績評価等に関する疑義は, 随時事務窓口で受け付けている。 授業担当教員は, 成績表等に関する根拠資料を5年間保存する規定となっており, 具体的な根拠を示して成績判定に対する疑義に応えることになっている。
社会科学研究科	法政システム専攻では, 教育課程の配置において, 比較的多数の教員による授業科目の履修を義務づけ, 指導教員の下での徒弟化を防ぐことで, 成績評価に関する申立てがしやすい環境を整備している。 社会経済システム専攻では, 院生が担当教員に個別に申し出ることにより適切に対応している。院生を含む学生全般が利用できる目安箱が設置されているが成績に関する異議申立てはない。成績の客観性・正確性を期するため, 教員会などでレポートのみならず試験の導入を呼びかけている。アカデミック・ハラスメントについてはFDを開催し, 教員会でも注意を喚起している。 マネジメント専攻では, 院生が担当教員に個別に申し出ることにより適切に対応している。
理学研究科	成績評価方法をシラバスに記載・公表している。 成績に疑義がある場合には, 授業担当教員, 正副指導教員の他に学生支援室に申し出ることが学生便覧に明示されている。
先端物質科学研究科	成績評価方法の多くは, 出席状況, レポート, 試験等によるもので, 各授業担当教員が客観性やエビデンスの確保に努めている。 成績評価に関する疑義がある場合は, 授業担当教員と事務窓口で受け付けている。

研究科名	内 容
保健学研究科	成績評価の客観性および正確性を期すため評価基準をシラバスに記載し評価資料を保存している。一方、学生に成績評価など教育研究活動に関する申立の機会を与えている。
工学研究科	成績評価等について疑問をもった学生は、個別に担当教員に申し出ることができる。更に異議がある場合には事務担当に申立てができる。
生物圏科学研究科	成績評価方法をシラバスに記載し、公表している。 答案用紙、研究計画・中間発表・論文作成についての指導教員及び副指導教員からの助言票、その他評価に係わる資料を保管している。
医歯薬学総合研究科	共通の必修科目など、主たる講義に関しては、出席回数を客観的評価の1つとしている。 学生からの成績評価に関する申立てについては、事例があれば個々の教員で対応する。 また、事務部（学生支援グループ・大学院担当）には、「学業成績訂正届」が準備されており、必要に応じて提出することができるシステムになっている。
国際協力研究科	シラバスに成績評価の基準を明記し、成績評価について異議申立てがあった場合、学務委員及び担当教員と連絡を取り適切に対応するようにしている（受付窓口を学生支援グループに設置している）。

(出典：各研究科の自己点検・評価)

【分析結果とその根拠理由】

全ての研究科において、シラバスに成績評価の基準を明確に示すとともに、学生からの成績評価に関する申立てに対応する仕組みを整備し、成績評価等の正確さを確保するようにしている。

以上により、成績評価等の正確さを担保するための措置を講じている。